

平成22年12月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（12月8日）

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名
○職務のため出席した者の職氏名
○開会宣告
○議事日程説明
○開議宣告
○会議録署名議員の指名
○会期の決定
○諸般の報告
○町長行政報告
○一般質問
竹河十九巳君
梅本和熙君
稲葉勝男君
横嶋隆二君
清水清一君
○散会宣告
○署名議員

平成22年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

平成22年12月8日(水)午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教育委員会 事務局 局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君

会計管理者 奥村 豊 君 総務係長 大野 孝行 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 栗田 忠蔵 主 幹 大年 美文

開会 午前9時30分

◎開会宣告

○議長（漆田 修君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成22年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

◎議事日程説明

○議長（漆田 修君） 議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） これより、本会議第1日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 竹 河 十九巳 君

◎会期の決定

○議長（漆田 修君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月10日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日12月8日から12月10日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（漆田 修君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

平成22年9月定例会以降開催されました行事は、お手元に配付印刷したとおりであり、各行事に参加活動をしました。

また、10月19日、静岡市で開催された静岡県町村議会議長会定例総会において、横嶋隆二君が静岡県自治功労者表彰の議員在職19年表彰を受賞されたので、ここに報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（漆田 修君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） おはようございます。

本日より12月定例会、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成22年南伊豆町議会12月定例会の開会に当たり、次の6項目について行政報告をいたします。

1 新庁舎建設について

新庁舎建設については、去る11月17日に入札を執行し、11月24日の第3回町議会臨時会の

議決を経て、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体との工事請負契約を締結しました。

また、12月6日の大安吉日に事業者主催の安全祈願祭が挙行され、副議長様初め、参加者の皆様とともに、工事の無事を祈ったところであります。今月中旬にはいよいよ本格的な工事着工となります。

つきましては、1年余りの長期にわたり、役場利用者の皆様にはご不便をおかけし、また、近隣住民の皆様には、騒音・振動などご迷惑をおかけしますが、業者との連携を密にし、十分な対応をしていきますので、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

2 弓ヶ浜アクアスロン大会について

2008年開催の北京オリンピックにおいて、オープンウォータースイムレースが正式競技に認定されたことにより、いわゆる遠泳が新しいスポーツとして注目を集めつつあります。この競技スポーツの振興により、従来1カ月程度だった当町の海水浴、海のシーズンを半年程度にまで拡大する取り組みに本年度着手いたしました。

まず、6月13日には、主催一般社団法人日本国際オープンウォータースイミング協会、南伊豆町観光協会が主管事務局となり、「第1回伊豆国立公園・弓ヶ浜オープンウォータースイムレース大会」を開催し、関東圏在住者を中心に130人の選手の参加を得ました。

また、10月3日には「第1回南伊豆弓ヶ浜アクアスロン大会」を、南伊豆町観光協会が主催事務局となり、主管一般社団法人日本国際オープンウォータースイミング協会をもって開催し、これも関東圏在住者を中心に160人の選手の参加を得ることができました。アクアスロンは、オープンウォータースイムレースに陸上のランニングを加えた競技となります。

現在、国内にはオープンウォータースイミングの公式練習場がなく、市民スイマーだけでなく競技選手も、室内プールで日夜練習を重ねながら、大会当日のみ海に臨むという事態に甘んじている状況です。このため、北京オリンピックの際には代表選手の底上げができず、日本からは代表選手を送り込むことができませんでした。

国内においては、オープンウォータースイミングはまだまだ知名度が低いスポーツではありますが、世界的に見れば、十分にインバウンド事業の核を担うことのできるスポーツであり、本年、スウェーデンで開催された国際大会には、900人を超える選手の参加があり、1,000人を超える観客を加えた2,000人以上が、国内外から会場のオスローに集まりました。

平成23年9月には、当町においてこの国際大会を開催すべく、現在、一般社団法人日本国際オープンウォータースイミング協会との間で調整を進めており、この大会の開催を成功させることができれば、必ずや、それが当町の観光国際化の核となると信じています。

観光動態において、今や海水浴客数はスキーの次に減少の著しい部門となっております。5月から10月にかけてのオープンウォータースイミング公式練習場開設に加え、6月、9月、10月に競技大会を開催することによって、スポーツという目的を持って国内外からの海水浴客の増加に期待するものであります。

3 杉並区ふるさと交流市場について

10月9日、杉並区が交流都市提携する12市町村の特産品を集めたアンテナショップ「ふるさと交流市場1号店」がオープンし、オープンセレモニーに出席してまいりました。

これは農業振興会におきまして、会員有志による東京都杉並区商店会連合会との交流が深まり、アンテナショップを参入する取り組みが実施されたもので、杉並区でも「都市と農村の共生」をテーマとした民間レベルの交流事業を支援しており、開設に当たり東京都のパワーアップ基金事業の指定を受けて、杉並区商店会連合会が設立した株式会社協働すぎなみが運営するものであります。

10月9日から11日には、「ふるさと交流市場オープンセール」が行われ、アンテナショップ参入市町村の新鮮野菜等を特価で提供し、店舗わきの特設販売所に山積みの旬の野菜があつという間に完売したほか、店頭には連日開店時間前から長蛇の列ができるにぎわいとなりました。

当町といたしましても、農業振興会員が中心の農林水産物直売所湯の花を起点とした地場産品の新たな販路開拓、安心・安全な農林水産物の生産・提供のPR並びに南伊豆町のイメージアップを図るとともに、農業振興並びに交流居住による定住促進のさらなる発展に期待するものであります。

4 フェスタ南伊豆について

10月17日日曜日、青野川ふるさと公園を会場に、産業団体連絡協議会、社会福祉協議会及び町等で構成するフェスタ南伊豆実行委員会の主催で、「第7回フェスタ南伊豆」が開催され、昨年を上回る2,800人の来場者でにぎわいました。

この多彩なイベントは、産業まつり、ふれあい広場、健康まつり及びスポーツフェスタを一堂に会し、町民の地場産品に対する理解と認識を深め、生産者の生産意欲を図るとともに、ふれあいの場やスポーツの振興、健康等に寄与し、町の活性化を図ることを目的とし、また、ことしから環境に配慮したイベントとして、マイはし・マイカップ持参を呼びかけ、ごみの減量化を目指しました。

開会式では、南伊豆町表彰条例に基づく善行表彰1団体の表彰、社会福祉協議会善行者4

名に対する感謝状の贈呈が行われた後、保健協力員による健康体操が行われ、フェスタ南伊豆の開幕を飾りました。

当日は、好天に恵まれ、町内の産業団体等25団体が参加し、34のブースが並び、姉妹都市の長野県塩尻市による高原野菜やワイン等の販売、産業団体による農林水産物の地場産品等の販売、観光協会による伊勢エビのみそ汁サービスなどのほか、健康相談、福祉施設紹介など、幅広い交流活動が行われました。

さらに、スポーツフェスタのゾーンでは、元サッカー日本代表選手の名波浩さんによる少年サッカー教室が、第4回しずおかスポーツフェスティバルの一環として行われ、また、子供から高齢者の皆さんの参加により、「キックだターゲット」などのニュースポーツで汗を流し、交流を深めました。

フェスタ南伊豆は、関係する産業団体、各種団体の努力及び町民の方々の理解に支えられ、年々出店数も増加し、町民の交流の場として地域活性化の大きな原動力になっております。

関係各位のご尽力に感謝するとともに、今後もフェスタ南伊豆が秋の一大イベントとして町民の皆様に定着し、町の活性化につながっていくことを期待いたします。

5 第11回静岡県市町対抗駅伝競走大会について

第11回静岡県市町対抗駅伝競走大会が12月4日土曜日、静岡市で開催されました。

県庁本館前をスタートし、静岡市清水区の清見瀉公園を折り返して、県営草薙陸上競技場をゴールとする11区間、42.195キロのコースで行われ、市の部には23市から27チーム、町の部には12町から13チーム、合わせて40チームが出場し、郷土の期待を背負った代表選手11名が心をつなげてたすきをつなぎました。

大会に出場した11名の選手は、惜しくも代表に選ばれなかった候補選手とともに、7月から5カ月余りの長期間、厳しい練習を積み重ねてきました。結果は、2時間34分44秒で、町の部で11位でした。昨年の記録、順位には及びませんでした。6区の40歳以上の部では、笠井慎選手が区間賞には及びませんでした。区間3位の好成績でした。

また、小学生を対象に行われました1,500メートル走に、南伊豆町の代表として出場いたしました三浜小学校6年生の佐藤春且君が、町の部で堂々3位入賞を果たすなど、厚い選手層を誇る大きな市町の選手を相手に大いに検討いたしました。町の代表として走り、たすきをつないだ選手、選手を支えてくださったご家族、指導してくださった関係者、そして、応援をしていただいた町民の皆様に重ねて厚く感謝申し上げる次第であります。

6 主要建設事業等の発注状況について

平成22年度第3四半期（10月から12月）における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成21年度南伊豆町緑の分権改革推進事業業務委託2,940万円、東電設計株式会社、平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事7億350万円、河津・長田・保坂特定建設工事共同企業体、平成22年度南伊豆町新庁舎建設通信設備工事5,722万5,000円、西日本電信電話株式会社静岡支店、平成22年度南伊豆町新庁舎建設工事施工監理業務委託1,365万円、株式会社池田建築設計事務所三島事務所、平成22年度町道伊浜線災害防除工事315万円、朝倉建設株式会社、平成22年度公共下水道に伴う下賀茂地区道路側溝維持工事（その2）823万2,000円、株式会社保坂建設、平成22年度南伊豆中学校校舎外壁塗装工事1,417万5,000円、不二山塗装、平成22年度湊地区配水管布設替工事246万7,500円、株式会社塩崎工業、平成22年度南伊豆町公共下水道事業下賀茂処理分区管渠築造工事（第1工区）1,779万7,500円、有限会社宇田建設南伊豆営業所。

以上で、平成22年12月定例会の行政報告を終わります。

○議長（漆田 修君） これにて行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（漆田 修君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 竹 河 十 九 巳 君

○議長（漆田 修君） 1番議員、竹河十九巳君の質問を許可します。

竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 通告書に従って、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、共立病院について質問をいたします。

新病院の建設に伴う公募型プロポーザル協議を経て、新築設計工事施工業者に戸田建設横浜支店が選ばれ、また、平成22年7月1日、共立湊病院組合議会において、指定管理者に神

奈川県海老名市に本部を置く社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが議決され、そして、11月2日、共立湊病院組合将来構想調査特別委員会にJMAジャパンメディカルアライアンスの杉原理事長が参考人として出席をして、病床数、診療科目等についての説明をしたと報道がされております。

町長は、9月議会において、「確認申請等、許認可の完了する来年2月に1期工を予定している」と答弁をしております。新病院開設に係る総予算の概算がおおむねできている時期であろうと思われれます。

そこで町長に伺います。新病院に係る建設費、医療機器購入等、総予算額とその財源の内訳、各市町の負担はどのくらいになるのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

新病院の開設に係る総予算ということではありますが、現在、基本設計を進めておる段階であります。先ほど言われたプロポーザル協議による仕様書以外のその他工事分も含めた新病院の建設事業費としては、約23億円を継続費として予算化をしております。このほか医療機器の購入費としては約5億円を想定しておりますが、死亡率が極めて高く、そして、圏域での治療が困難な、いわゆる循環器、あるいは脳外科疾病等に伴う重篤患者への対応として、血管造影装置などの導入についても今検討している段階です。この場合、さらにまた1億円程度の増額が予想されるかなというふうに思っております。

この医療機器の整備につきましては、平成23年度対応となりますが、圏域における高度医療への取り組みとして、最善の努力をしまいたいというふうに思っております。財源はすべて病院の事業債でありまして、これは22.5%の更生措置を受けることとなります。起債償還財源は普通交付税のほか、指定管理者からの負担金により賄うものであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、新病院の指定管理者の選定、決定の経過について伺います。

共立湊病院改革推進委員会の答申を経て、新病院指定管理者選定委員会のことで、新病院の指定管理者の公募が行われ、医療法人聖勝会が新病院の指定管理者に選定をされました。しかし、平成21年12月18日、医療法人聖勝会が指定管理者の辞退を表明し、届け出ました。

平成22年4月28日、共立湊病院運営会議において、指定管理者の候補をJMAに絞り、交渉することに合意して、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと交渉、平成22年7月1日、共立病院組合議会において、指定管理者をJMAにする議決がなされました。

町長は、6月議会の一般質問の答弁で、「交渉の進捗状況については双方が秘密保持契約を結んで協議を進めており、現時点では詳しい内容について説明は控える」と答弁をしております。また、12月5日、共立湊病院組合議会において、指定管理者がJMAを母体とする静岡メディカルアライアンスへの変更が議決されております。

町長に伺います。新病院の指定管理者の選定、決定はどのような経過を経たのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 新病院の指定管理者の決定ということではありますが、昨年末の指定管理者、指定法人の辞退以降、指定管理者の公募結果などの実情を踏まえまして、幾つかの医療法人との交渉を重ねてまいりました。そして、公募における指定条件に基づいて、神奈川県海老名市に本部を置く、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスを指定管理者に選定をいたしました。これは組合条例第8条の規定に基づき実施された公募によらない指定管理者の選定であります。

その後、本年7月の組合議会の臨時会において、同法人を指定管理者に指定をいたしましたが、医療法に基づく新法人設立が必要となったために、同法人のグループ法人として静岡メディカルアライアンスを新たに設立し、12月の臨時会において指定管理者の再指定を行い、協定書を締結をしたところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 11月2日、共立湊病院組合将来構想調査特別委員会に、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスの杉原理事長が参考人として出席して、病床数、診療科目等について説明したと報道されたことは、さきにふれましたが、11月3日付毎日新聞によれば、下田南高跡地に新築移転する平成24年5月からは、内科、外科、整形外科、小児科、そして、消化器内科、循環器内科、眼科、耳鼻咽喉科、婦人科を診療科目として、3病棟、150床で運営する考えを明らかにしたと報道されております。また、他の新聞報道では異な

った報道もあります。新病院の診療科目はどのようなのだろうか。町民は心配しているところ
であります。

そこで町長に伺います。新病院の診療科目はどのようなのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この新病院の診療科目につきましては、同法人からの指定管理者申
請書においては、開院時から、内科、外科、整形外科の入院及び外来診療を実施して、そし
て、小児科を外来のみの実施とするということであります。

また、専門治療の診療科として、消化器内科及び循環器内科を整備して、入院、外来を実
施いたします。このほかに関連の診療科としましては、リハビリテーション科、麻酔科、放
射線科もあわせて要望をし、医師の確保状況に応じて、さらに眼科、あるいは耳鼻咽喉科、
皮膚科、泌尿器科、形成外科、脳神経外科のほか、産婦人科についても、外来診療ではあり
ますが、ご提案をいただいております。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、新病院開設までの共立湊病院の診療科目について伺います。

11月2日、共立湊病院組合将来構想特別委員会に参考人として出席をした医療法人ジャパ
ンメディカルアライアンスの杉原理事長は、来年4月から新病院開設までの共立湊病院の診
療科目についても説明したと報道をされております。

11月3日付毎日新聞によれば、来年4月から新病院開設までの診療科目は、内科、外科、
整形外科、小児科を基本に2病棟、100病床を運営し、24時間体制で二次救急を受け入れる
考えを示したと報道をされております。また、他の新聞報道では異なった報道もあります。
医療法人ジャパンメディカルアライアンスの試算によれば、入院患者が80人までは赤字、90
人ならば黒字となる報道もされております。

そこで町長に伺います。新病院開設までの共立湊病院の診療科目はどのようなのかをお聞か
せください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この新病院の開設までの共立湊病院の診療科目ということでありま
すが、この新病院の開院を平成24年5月上旬と予定をしております。そこで、来年4月から

約1年1カ月の間の指定管理者を、今までいろいろ医療空白とかいわれ、皆さんにご心配をいただきましたけれども、これを静岡メディカルアライアンスが受託することになりました。このことによって、いわゆる医療の空白は回避されたわけでありまして、これは我々関係者だけでなく、地元の町長として、そして、同法人の地域医療にかける熱意と誠意ある決断に深く感謝するところであります。

この準備期間の極めて少ない状況の中で、二次救急体制の確保に向けて、内科、外科、整形外科を基本に二次体制を構築して、あわせて小児科の外来診療を実施する予定であります。

また、現病院職員を可能な限り引き継いで、そして、病棟を2単位体制、これは100床ということですが、これが確保される見込みとなりました。そこで、外来診療科目においても医師の確保状況に合わせ増加をする予定であります。

また、来年3月には、地域への医療不安払拭のため、診療体制の説明会等を開催して、それぞれの皆さんに理解を求め、協力をお願いするということを伺っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、現共立湊病院跡地利用について伺います。

共立湊病院改革推進に関する答申では、現在共立病院を地元南伊豆町の多くの住民が外来診療していることを考慮して、無償診療所を置くことがよいと考えられる。老人保健施設が立地していることから有用である。また、外国等の事例を参考に、住民参加により生き生き健康のまちづくり、保健・医療・福祉のまちづくりをコンセプトに、一つ一つの施設をつくり上げていくのがいいのではないかと考えるとしております。

また、現在南伊豆町内には、ひどいうわさやデマまで飛び交っております。老健施設であるなぎさ園がなくなるなどというひどいデマまで出ております。

そこで町長に伺います。跡地利用については、共立湊病院改革推進に関する答申にある、答申の基本を尊重していくのかどうかをお聞かせください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この病院の跡地利用ということではありますが、これは組合の合意のもと、新病院の建設計画も含めて、この答申を尊重し進めてまいりました。したがって、跡地利用についても全く同様であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、現共立湊病院跡地土地利用は、新しい公共投資でもあります。伊東光晴氏と根井雅弘氏共著、岩波新書「孤高の経済学者・シュンペンター」の中に、次のような記述があります。「政治家は票のために対象におもねり、やすきにつけ国の支出は放漫になりがちである。公共投資の拡大はそれによって利益を受ける企業力によって縮小が難しくなっている。かくして、不況期の財政赤字を好況期の財政黒字によって償還しようというケインズの考え方は実現されにくい」との記述があります。

これは地方公共団体にもいえるところでもあります。地方自治体の多くが安易に公共工事、公共投資を行い、箱物づくりを目的化した事業を行い、一般会計から赤字補てんをする自治体が多い。また、共立病院新築にかかわる経過、反省、検証も必要のところでもあります。住民参加によりつくり上げることが必要だか、外からの意見を参考にすることも共立湊病院跡地利用には必要だと思われま。

そこで町長に伺います。跡地利用については、共立湊病院改革推進委員会のような第三者委員会を設置して検討する必要があると思うが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この跡地利用に関する第三者委員会の設置ということではありますが、基本的には有識者、そして組合の関係者、なぎさ園及び診療所の指定管理者のほか、地域の方々のご意見も、当然これは伺わなければならないというふうに基本的には考えております。

既存の形態であるとか、あるいは観光面においても、療養等を含めた福祉、それから医療関連施設が形成されることが望ましいというふうに個人的には思いますし、これは前々から当議会でもそういった一般質問等もなされております。いずれにいたしましても、今後組合に図って、これは第三者委員会の設置等を検討する予定でおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、現共立湊病院の解体費用（予算）について伺います。

現共立湊病院跡地利用は、新たな公共投資であると、さきに述べましたが、全国各地の再

開発事業において、現存の建物の解体費用が重くのしかかるところであります。

青野大師ダムの工事のときに、こんなことがありました。工事用車両の通行が多く、地域住民の通行の安全を図るため、県道の拡幅をし、歩道の設置を地元から県へ要望したところ、県に予算の余裕がないということで、用地買収をしようとする道路ののり面を使い、県道に歩道及び路側帯を設けることになりました。

そこで問題になったのが、道路にある植栽の処理でありました。道路にある植栽を県が処理すると産業廃棄物となり、予算が必要となる。ところで、地元で引き取り活用することになれば、この予算が必要はなくなるということでした。建物の解体、産業廃棄物の処理は財政的な問題も出てきます。

そこで町長に伺います。現共立病院の解体費用の予算、財源、そしてその期間をどのように見込んでいるかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この解体費用につきましては、まず、既存の病棟、そして外来棟、職員住宅、これらはそれぞれ解体する計画であります。これは跡地利用においても重要でありますので、新病院の完成後、早急に着手しなければならないというふうに考えております。

管理棟の一部は耐震補強が可能であるため、診療所に改修する計画でありまして、これらを含めた事業費として、今約1億5,000万円程度を見込んでおります。そして、診療所が開設されることによって、解体費用も病院事業債借入対象となる可能性がありますので、これらは県の担当部局に確認をしておるところであります。現時点では、一応組合の資金で賄うという計画でおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、NHKの番組において、弓ヶ浜の波の音はいやしの波の音と紹介する番組があったことは、以前の一般質問で紹介をしました。これは千葉県のある九十九里浜と弓ヶ浜の波の音を比較したものであります。弓ヶ浜の波の音がいやしの波の音となる重要なポイントに、松林の存在があるとのことでありました。現共立病院の跡地利用を考える上で、松林がいやしの波の音となっていることを考えに入れていくべきだろうと思います。

ところで、弓ヶ浜の松林はかなり弱っているとの声も聞きます。松枯れについて、樹木医

山野忠彦氏は、松くいというのはたくさんある中の弱っているものにつくとしております。また、弱った松の根に木炭を埋めて復活させたという実践記録も報告をされております。現共立病院跡地利用は、自然環境を生かしたものであるべきだろうと思います。また、弓ヶ浜の松林の保全管理が重要なポイントとなると思われま。

そこで町長に伺います。弓ヶ浜の松林の所有者と保全管理はどのようになっているかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 現在の弓ヶ浜の松林であります。これは湊の共有地管理会、それから環境省及び杉並区のそれぞれの所有となっております。

そして、その保全管理についてであります。松くい虫の防除のために、毎年5月の連休明けから2回の地上散布を実施しております。このほか1月には松くい虫の予防のために予防薬剤の樹幹注入を実施し、薬剤については4から5年の有効期間があるものを使用して、松林を5つのエリアに分けて計画的な予防を実施しております。

このようなことから、弓ヶ浜における松くい虫による松枯れというのは、近年確認をされておられません。また、湊の共有地管理会の所有地における松林は、保安林に指定をされておまして、海岸防災林として現在静岡県のご指導により、湊区と町が加わって共同管理計画を策定中であります。我が町にとって弓ヶ浜の景観は、環境は無論のこと大切な観光資源であります。今後この共同管理計画をもとに、さらなる保全管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、風力発電について伺います。

戦後日本は、1961年池田首相が提唱した所得倍増計画に基づく全国総合開発計画により、全国に工場誘致が盛んとなり、工業団地がつくられるとともに住宅団地の建設、1964年開通の東海道新幹線に始まる新幹線網の建設、1963年名神高速道路の部分開通から始まる高速道路網の建設、そして1972年、田中首相は日本列島改造論をあらわしております。戦後日本はまさに建設の国家でありました。

元通産官僚で、小渕内閣と森内閣で経済企画庁長官を務めた堺屋太一氏は、「日本公共事

業物語」の中で、「中国の詩人杜甫は、国敗れて山河ありと読みましたが、戦後日本は国栄えて山河敗れるの状況にある」といっております。このような開発工事の中で、開発公害といわれる数々の問題が起きました。その一例としては、ダンプ公害といわれるようなものもありました。

そこで町長に伺います。石廊崎風力発電建設中にあった苦情、要望と、その処理をどのようにしたかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この風力発電による建設中の苦情処理ということですが、建設中における町民からの苦情、あるいは要望につきましては、土砂災害に関する件であるとか、あるいは工事中の騒音等に関する件、そして、風車建設後の騒音等に関する不安、こういったものであります。それぞれの案件につきまして、町は事業者に誠意を持って当事者と速やかに対応して、そして指導して行ってほしいというふうに要望してまいりました。そして指導をしました。事業者は、町の指導に基づいて、的確に迅速に対応していただいたものと我々は認識をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 正式に石廊崎風力発電所が稼働して8カ月余りを過ぎております。日本における温室効果ガスの排出源として、火力発電所が大きな比率を占めております。火力発電を放射性廃棄物の問題や地震国日本では原子力発電に代がえることは余り望ましくありません。また、風力発電や太陽光発電の再生可能エネルギーの発電は、気象条件に左右されやすいし、技術的にはまだ未熟であります。そして、風力発電による健康被害もいわれております。

平成19年12月議会において、町長は、「事業実施後に騒音のみならず、町民にとって何らかの被害が生じた場合は、町としては協定書等により速やかに業者を厳しく指導する」と答弁をしております。風力発電稼働後、騒音被害、健康被害の声が住民から上がってもおります。

そこで町長に伺います。石廊崎風力発電所稼働後の苦情、要望、健康被害等について、住民の声は寄せられているのか。また、その処理はどのように行っているのかをお伺いいたし

ます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この石廊崎の風力発電の稼働後の苦情処理ということでありますが、騒音に関するものが二、三の個人からありました。現に私も直接それらの方々とお話をし、要望等をお聞きした経緯もあります。

そこで、町の対応としましては、建設中から一貫して、先ほど申し上げましたように、事業者に対して速やかに誠意を持って対応するよう指導してきたところであります。そこで、事業者は、苦情や要望があった方々に対しては、それぞれ要望の内容に応じて個別に現在も対応しているというふうに報告を受けております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 風車が県道や海上から見えるようになった。町長は平成21年9月議会において、「伊豆半島は観光で生活し、南伊豆も観光立町であると町長は言っている。町長はこの景観をどのように思っているのか」との質問に、「風車のある景観を新たな景観としてとらえて受け入れ、そして、これを生かしたまちづくりを進めていく」と答弁をしております。川勝平太静岡県知事は、平成22年11月19日付で、「東伊豆風力発電事業にかかわる保安林解除について、伊豆半島は恵まれた自然環境、観光資源等により発展性を秘めた理想郷となり得る地域である。自然環境との共存共栄、また、県は伊豆半島のジオパーク構想を推進しており、風力発電施設とジオパークの両立について検討の必要があるとして、保安林解除の手続を進める段階ではない」と事業者である東京電力に回答をしております。川勝平太知事と町長のスタンスは多少違いがあるようです。

町長に伺います。風車のある景観を新たな景観としてこれを生かしたまちづくりのプランはできているのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この風車ができてから、いろいろ先ほど申し上げたような経緯があります。そこで、我々

がこの風車がここにできるというときに、いろいろな面で議会の皆さんにもご相談をして、そしてメリット、あるいはデメリットの面等も業者からの説明を聞いたりして、担当からも説明をさせて検討してまいりました。その中の一つが、やはりせっかくできる風車を観光の面で生かせないかというご意見もあったのは事実であります。

我々としては、やはりこの風車を我が町の、ある意味ではそういう面での活用を考える、まず先例としてできないかなという思いであり、そこでこの風車を生かした観光プランについて、昨年9月に関係職員を集めて検討をいたしました。そして、展望広場であるとか、あるいはウォーキングコース、自然公園的な活用、こういったいろいろな提案がなされております。

しかし、ほとんどが今ある風力の場所というのは、私有地につくられた発電施設でありまして、そうすると、事業者との協議がまず必要なこと、それから、風車サイト内に公道がないということ、風車の管理をどうするかということ、それから、森林法による規制がある。こういったいろいろな難しい問題が数多く存在をするわけでありまして。そして、いろいろある中で、やはりまだまだ検討をしなければならぬ問題が多いわけですので、今現実のプランとしては描けていないというのが現状であります。

そこで参考までですけれども、この風車の稼働後の見学者であります、これは事業者に確認しましたところ、11月末現在で、一般の見学者はもとより小学生から老人会まで町内外の191の方が訪れているというふうに伺っております。

特に呼びかけ等も行っていないようですが、これだけの見学者がいることから、今後観光に結びつけることができないかなというふうな思いであります。これは引き続いて検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） NHKの報道によると、全国の自治体が運営する風力発電が71事業あり、その60%が赤字であると報道されております。その理由は、落雷による羽根の破損や風が吹かない等が挙げられております。

平成22年2月10日、落雷により羽根が破損し、3基のうち1基しか稼働していない長崎県諫早市旧小長井町の風力発電の1号機は、5年で4回の落雷で6カ月しか稼働していないともいわれております。経済産業省は、風速、風向は書類のみの調査で、現地調査はせず、落

雷の調査、対策義務を課していない。審査を担当した日大の長井浩准教授は、全部の書類を1ページ1ページ見ることは、件数が多い場合は到底不可能としております。いかに国の審査がいかげんであるかということがわかってきます。また、NHKの報道によれば、撤去費用は推計で1基8,000万円ともいわれております。

ところで、立岩の風力発電施設は、故障した後、事業者がかわって北海道の業者になっております。

そこで町長に伺います。立岩の風力発電のその後の状況はどのようになっているのかを伺います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この立岩の風力発電につきましては、これは土地利用指導要綱の対象外ということで、町とのかかわりはありませんが、我々が得ている情報の範囲内でお答えをしたいと思います。

この立岩の発電所は、平成17年7月に株式会社ブリーズパワーという会社が、計画出力400キロワット、高さが36メートルの風車2基を建設したものであります。その後、風車が故障して休止状態が続いておりましたが、平成20年に北海道に本社を置く株式会社北拓という会社が事業を引き継いで、そして、風車を修理して、現在に至っているようであります。

建設以来、特に風車に関する苦情であるとか、要望ということは聞いていないということで報告を受けております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 次に、教育問題について伺います。

学校保健統計調査報告書が、毎年、文部科学省から出ております。10%以上の罹患率を示している項目は、虫歯、鼻副鼻腔疾患、そして、裸眼視力1.0未満、視力不良であります。視力検査は、1992年から0.1刻みの検査が、0.3、0.7、1.0のみで検査が行われる370方式に簡略をされております。

1995年には、眼鏡やコンタクトを装着している者の眼鏡視力は検査する必要がないとも変更をされました。2005年度には、クラスに1人でも矯正視力の者がいる場合は、そのクラスのデータは報告をする必要がないともされております。遠視などによる弱視治療用眼鏡は9

歳まで保険が適用され、この時期までに眼鏡素養の視力発達に必要な不可欠の症例も出てきております。早期発見が求められるところであります。

視能訓練士によれば、視力検査は精神状態の影響を受けやすい。また、正しい視力検査をするためにも気持ちがりラックスできる生活が大切だともいわれております。

そこで教育長に伺います。視力検査は370方式で実施しているのかどうかを伺います。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 南伊豆町だけでなく県内は、現在は370方式というやり方をとっております。つまり1.0以上を正常視力とし、1.0未満については弱視ということで、ランクはB、C、Dと分かれておりますけれども、Dランクになると眼鏡がどうしても必要になる。B、Cランクについては眼医者さんのほうへ行っていただいていると、こういうことになっております。

現在、南伊豆町の参考までに今年度の子供たちの視力ですけれども、小学生1.0未満、これが21.1%、中学生が43.5%となっています。これは本町ではちょっと今、一、二年上昇傾向、つまり低視力者がふえつつある傾向にあります。しかし、県平均と比べると、まだはるかに低いと、こういう状態であります。

以上で答弁を終わります。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 1967年、NHKは静岡市内でテレビと子供の生活に関する調査を実施しております。いわゆる静岡調査といわれる調査であります。伊豆半島東海岸では、東京首都圏チャンネルを見ている中で、静岡市内ではNHK総合、NHK教育、SBSの3局しかない時代であります。その静岡市で、平均4時間以上テレビを見ている子供が10.5%、日曜日に7時間以上テレビを見ている子供が9%いた。40年以上前からメディア漬けが既に始まっているといってもよい結果が出ております。

家庭教育は、両親でなくテレビ局によって行われるともいわれている現在であります。東京都養護教諭研究会の調査では、人の声が耳ざわりだということを、学校が楽しくない理由に挙げる中学生がかなりの割合に上っております。

こういう調査結果もあります。メディア漬けの中、人間の肉声よりも機械からの音に安らぎを感じる聴覚が形成されているのではないかといいと思います。

そこで教育長に伺います。メディア漬けの中、人間の肉声よりも機械からの音に安らぎを

覚える子供たちの五感、聴覚形成についての感想を伺います。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 今、議員指摘のように、機械音が我々の周辺には大量に出回っている。特に言語もそうです。言語も機械音の典型ですけれども。というようなことで、子供にそれではどういう影響があるかと、当然心配はいたします。機械音をできれば自然の音にもっていきたいということなんですけれども、機械音を排除するというのは現在においては困難でありますので、生の音楽や読み聞かせとか、人間の肉声をなるべく聞かせる。それから、本物の文化に接しさせるというようなことを心がけていくことが大切だと思います。

例えばこの12月に、6年生を対象にしていますが、劇団四季の演劇を下田で見せると。2年目になりますけれども、そういうような企画もしております。要するに、バランスを考えた環境設定をしていくことが大事だろうということを思う次第で、かなり進めております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 長い間、日本の自殺者は2万人から2万5,000人で推移してきました。1998年、3万人の大台を突破以来、10年余り3万人を超えております。厚生労働省の平成21年度人口動態統計によれば、自殺が、10歳から14歳までは死因順位3位、15歳から19歳までは死因順位第1位になっております。自殺が、20歳から24歳、そして、35歳から39歳まで死因順位の1位が続いております。

自殺の原因の一つに、モラルハラスメントがあるといわれております。フランスの女性精神科医マリー・フランス・イルゴイエンヌは、モラルハラスメントは言葉や態度で繰り返し相手を攻撃し、人格の尊厳を傷つける精神的暴力であると定義をしております。学校のいじめもモラルハラスメントの一種であるといわれております。立教大学の教授である香山リカ氏は、モラハラが基本的には1対1の関係で起こるのに対し、いじめは集団対1人で行われるとしております。

そこで教育長に伺います。人口動態統計で自殺が、10歳から14歳までは死因順位3位、15歳から19歳までは1位となっていますが、この原因をどのように思っているのかをお聞かせください。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 10代から40歳ころまでの死亡の原因順位は、自殺がナンバーワンで

あると、それは何十年来続いていることでもあります。逆に申し上げますと、一番病気をしにくい年代ということでもあるわけです。ですから、パーセンテージで自殺が一番多くなるということであろうと思います。

やはり青少年、10代の自殺が多いということは、明らかに、愛を考えると、生きる死ぬ、生死を見詰めるとか、そこに深く入り込んでいく。そういう年代でございます。これは皆さん、若かりしころを考えてもらえれば、皆さんも全く同じではないかと思うんですけども、したがって、そういった面での自殺というのは昔からかなり多かったということであろうと思います。

最近の自殺の傾向は、携帯電話で何やら無視されたとか、いじわるな言葉を書かれたとか、そういうようなことから不安に陥るといふ若者が多いというふうに聞きます。したがって、いたずら電話、いじわる電話というようなことを撲滅しなければなりませんし、そういったことで、携帯の使い方、そのほかで、南伊豆町内の各学校でも電話会社等から来た指導者の方々に講話をしていただいているということを実際に行っております。

昔はなかったような現象が最近では多いということもございます。ネットのマイナス面を補う方策が、学校だけでなくいろいろな場所で講じられる必要があると、こんなふうに思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 11月10日付の毎日新聞によれば、静岡県教育委員会は、群馬県桐生市で小学校6年生の女子児童が自宅で自殺し、市教育委員会が後でいじめがあったと認めた問題を受け、県内の各市町の公立小・中学校に、いじめに関するアンケート調査を定期的実施するように求めた。文部科学省が9月、都道府県教育委員会に定期的アンケート調査を実施するようにと通知していたと報道をされております。

外から見えにくい形で進行するのがいじめであります。安心を保障するのは制度でなく、制度を支える人間のきずなであります。「強いられる死」の著者齋藤貴男氏は、あとがきの中で、「だれその死を無駄にしないためにという言い方は嫌いだ。なぜなら死んでしまった人間は絶対に生き返ってこない。ある人の自殺から教訓が引き出され、それで世の中の問題が改善されたからといって、本人がその恩恵を享受することができない」と齋藤貴男氏は言っています。しかし、私はそれでも死を無駄にしてはならないと思います。

そこで教育長に伺います。文部科学省、静岡県教育委員会からいじめアンケート調査を実施するようといわれていますが、その実施についての考え方をお聞かせください。

○議長（漆田 修君） 教育長。

○教育長（渡邊 浩君） 最近、桐生市で小学校6年の女の子が自殺したり、それから市川市中2の男子の自殺があったりというようなことで、大変いじめが原因ではないかと思われるようなものがあるということで、大変文科省、県とも神経質になっているというのが実情でございます。当然県からも指示が参りまして、この事件を受けて、そのまま放置できない、もしかすると我々の近くにもあるのかもしれないということで、本町の学校すべてでは、アンケート調査をすぐ行うという申し合わせを校長会で行いました。それで、各学校でこれから行うということですが、再点検をして心配される事例があれば即刻指導に結びつけるという予定でございます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 竹河君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（漆田 修君） 竹河十九巳君の質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 梅本和熙君

○議長（漆田 修君） 7番議員、梅本和熙君の質問を許可します。

梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 通告により一般質問をいたします。

質問の前置きが少々長くなりますが、一言一言かみしめて、反すうしながらお聞きください。

共立湊病院の新病院建設と新指定管理者の選定問題が紆余曲折してきました。地域住民はどのような内容のどのような病院ができるのか非常に心配をしております。すばらしい夢のある病院建設に、管理者である南伊豆町長、副管理者の下田市長がご尽力されていることも承知しておりますが、しかしながら、その過程において不透明な部分が多く、承服しかねることが多々あります。

この問題の発端は、平成20年2月6日、共立湊病院一部事務組合の運営会議で、地域医療振興協会理事長が、「建設検討委員会設置から5年経過しても新病院計画は全く進まず、不便な現在位置での運営を強いられているのでは今後赤字経営が免れない。このままだったら撤退させていただきたい」との発言から始まりました。その発言から2年半を経過したのに、いまだに大きな問題を抱えています。なぜなのか。私は下田移転を決定してから、新指定管理者を公募することにしたことに問題の原因があるのではないかと考えております。

公募の目的は、端的に言えば病院組合の経費の節減でした。特に経費節減のために、新指定管理者から減価償却費を徴収するというのが目的でした。そして、公募により夢見るようなすばらしい病院経営者が公募に参加し、新指定管理者に選定される予定ではなかったんではないでしょうか。しかし、当初予想したような公募参加者はありませんでした。結果的に共立湊病院組合を安心させ、かつ地域住民からも十分信頼を受け得る医療団体は参加しなかったと言っても過言ではないと思います。

平成21年6月28日、共立湊病院新病院指定管理者選定委員会の選定結果は、医療法人社団聖勝会でありました。選定委員会は医療法人社団聖勝会を選定しながらも、10点の懸念材料を解決してから指定管理者に決定すべきとの条件をつけたはずですが、このことは私も一般質問で町長に確認をしたはずですが、でありながら、平成21年8月12日、共立湊病院一部事務組合の全員協議会で、医療法人社団聖勝会を指定管理者として組合議会に提案することが協議されました。この全員協議会で、河津町、東伊豆町、西伊豆町、松崎町の4町長は、10点の懸念材料を明確にしてから提案すべきとの意見を述べたことを明確に覚えております。

しかしながら、組合議会の議員の意見を重視した管理者である南伊豆町長は、リーダーシップを発揮して、平成21年8月17日、共立湊病院一部事務組合の臨時議会に、医療法人社団聖勝会を指定管理者とする議案を提出し、可決しました。その理由は、新病院建設のための

時間的な制約からということでした。管理者である南伊豆町長がリーダーシップをとって提案し、可決をしたが、可決後、4カ月後の平成21年12月18日には、医療法人社団聖勝会は妨害工作等があったということを経由に、突如新指定管理者を辞退しました。

選定委員会が指摘した10点の懸念材料を解決しないままに、河津町、東伊豆町、西伊豆町、松崎町の4町長の意見を無視して性急に事を進めたことも原因の一因ではないかと、今私は考えております。しかしながら、このことに対する責任を管理者も組合議会もとっていません。このことに対する重大な責任があることを管理者も組合議会も表明すべきではないでしょうか。

また、組合議会は、平成21年12月25日、新病院事業調査特別委員会、いわゆる百条委員会を設置しましたが、何のための委員会だったのか明確な結論もないまま終了しています。構成市町の議員として、非常にこのことは遺憾に思っております。

その後、次点の公募法人の候補者に指定管理を受託することを要請したが、公募当時とは状況が違うので、公募にはおこたえできないと断られています。

さらに、組合正副管理者が現指定管理者の地域医療振興協会に、新指定管理者受託の意向を尋ねましたが、地域医療振興協会は、平成22年2月5日、百条委員会の結果を待つと同時に、組合議会、構成市町議会、管理者、副管理者の間で、意見を集約していただいた上で改めて検討したいとの回答をしてきました。しかしながら、私は南伊豆町長が、南伊豆町議会の意見を聞いたという思いがありません。

ここでも管理者は、新病院建設のための時間的な制約を理由に、平成22年2月24日に、ジャパンメディカルアライアンスに対し、新指定管理者の受諾を依頼しています。しかし、前も述べたと同じような状況の中で、共立湊病院一部事務組合の運営会議で、東伊豆町長と西伊豆町長が、運営会議の意向を無視して独走する組合正副管理者の南伊豆町長と下田市長に不快感を表明しております。であるにもかかわらず、またもや管理者である南伊豆町長は、二度目のリーダーシップを発揮し、平成22年7月1日、ジャパンメディカルアライアンスを公募条件である平成23年4月1日からの指定を無視した平成24年5月1日からの新指定管理者とする議案を提出し、組合議会はこれを可決しました。ここに医療空白が発生する原因を、管理者と組合議会がつくったといっても過言ではないと確信しております。

この公募条件の平成23年4月1日ということについては、私も一般質問で町長に質問しているはずですが、そのときの答弁がどうだったのかちょっと覚えておりませんが、そのことは置いて、公募条件である平成23年4月1日開院の条件をクリアできる医療団体を、そのとき

に選定すべきであったことは明白な事実です。であるなら、医療空白は起こらなかった。再度述べますが、医療空白期間問題をつくったのは、ほかならぬ管理者であり、組合議会であることを認識していただきたい。

その後、平成22年8月25日、静岡県から社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスは、静岡県で医療機関を運営できないことが指摘されました。ここでも管理者の瑕疵ある提案と組合議会の瑕疵ある決議に対して、だれも責任をとっておりません。管理者も組合議会も、自己の責任を無視し事を進めていることに疑問を禁じ得ません。であるにもかかわらず、医療空白期間を埋めるための理由に、平成22年9月3日、共立湊病院に指定管理者受託に係る要望書を社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスに出しました。

その文書の中には、わずかな期間での指定管理受諾の可否に係る判断に、幾つかの前提条件等も想定されていることと存じますが、特に医療スタッフの確保状況や、これに比例し、診療規模の適正化、事業実施に伴う相応な経費負担等の取り扱いについては真摯に対応させていただきますと。あきれたことに、赤字を負っても容認する内容となっております。

これに対し、平成22年10月1日、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスからは、共立湊病院指定管理者受託の前提条件が出され、空白期間における善管注意義務を履行した上で、経営上の損失補てんをお願いしたいとの回答がなされています。

さらに、既に静岡県から説明があったとおり、現行の医療法では、平成23年4月にJMAが静岡県内において管理委託を受けることは困難となっております。したがって、JMAが設立母体となる新たな医療法人が組合と協定を結び、共立湊病院及び新病院の指定管理を受託することをご承認願いたいとの一方的な内容の依頼文となっているにもかかわらず、管理者、組合管理者は懇願する状態でJMAに事後処理を委託しました。

平成22年11月26日、共立湊病院一部事務組合の運営会議が開催されましたが、ここでも河津町、東伊豆町、西伊豆町、松崎町の4町長から疑問が噴出しました。JMAが設立母体となる新たな医療法人が、なぜ一度辞退した医療法人社団聖勝会を承継した名称変更をただけの団体なのか。医療法人聖勝会の負債の整理等の問題を指摘されております。

しかしながら、三たび管理者である南伊豆町長はリーダーシップを発揮され、平成22年12月5日開催の組合議会で、医療法人社団静岡メディカルアライアンスを、平成23年4月からの共立湊病院組合の指定管理者及び平成24年5月からの（仮称）下田メディカルセンターの指定管理者として組合議会に提案し、可決されました。

これが今までの病院問題の流れであります。その中で、私の質問に入っていきたいと思い

ます。

町長、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（JMA）が指定管理者の適格性を有していなかったことについて、どのように認識をされているのか、まずお答えください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、梅本議員から、いろいろ過去の流れの説明等がありました。我々はただ、この問題は来年3月で切れる協会との契約、そして後、来年4月からの医療問題をどうしようかということによって基本的に取り組んできました。そういう中で、建設問題がいろいろあって、実質的には平成24年5月オープンでありますけれども、そうしますと、いわれていた来年4月から平成24年4月までのうちの1年1カ月、医療空白ということがよくいわれましたけれども、これを何とかしなければならぬという思いでいろいろ取り組んできました。

そういう中で、本当にもう限られた期間の中で、建設の問題を中心として、指定管理者の問題を我々は運営会議に諮り、そして病院議会に諮り進めてきたわけですがけれども、今運営会議の内容等も言われましたけれども、私はかなり説明をして、そして、よし、それでいいでしょうというある皆さんのもちろん要望や意見も聞きました。そういうもとに進めてきたというふうに私は解釈しております。

したがって、今指定管理者がJMAを母体とするSMAの法人を立ち上げて、新たな法人にお願いするというさきの臨時議会で議決をしましたけれども、そういう段階に今来ておるわけであります。そして、県もこの法人の立ち上げには、もちろんこれは県の認可が必要ですから、いいでしょうということで、認可をいただいていたのであります。

これはやはりとりもなおさず、この伊豆半島南部の賀茂地域の医療を一時たりとも空白にしてはいけないという思いで私は、県も我々の願い、そしてJMAとの協議を進めながら、そういった認可をしてくれたというふうに理解をしております。いろいろあるにしても、やはり先ほど申し上げた基本的な医療の問題というのは非常に重要な問題でありますので、そういう考えのもとに私は進めてまいりました。

そこで、今言われるJMAの適格性という言葉ですがけれども、これは組合の条例並びに地方自治法においても、社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスを新病院の指定管理者とすることは、何ら法律等には抵触をするものではないというふうに解釈をしております。このことは県の医療担当部局からも同様の回答をいただいております。したが

って、今、梅本議員の言われる、いわゆる適格性を有しなかったということについての認識は、私はありません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 確かに想定範囲内の答えでした。ただ、社会法人医療メディカルアライアンスは指定管理者として適格性を有しているんならやってもらえばいいではないですか。この地域でやれないということ自体が問題がある。

それともう一点ですけれども、町長、空白期間をつくったことの問題、これはだれの責任なのかということ。

それともう一点、認可の問題ですけれども、県が認可されたと町長言いましたよね。県が認可というのはどういう意味の認可なのか。私が承知しているのは、あくまでも医療法人社団聖勝会の名称を社団法人静岡メディカルアライアンスに変更するというのを県が認定していることです。ということは、認可という意味は、それでよろしいんですか。であるなら、ちょっと認可ということが、ある県議さんの話の中でも間違っ使われているのではないかと、思っているんですけれども、今回はそれが指定管理者に選ばれたから、何とも言えないんですけれども、その辺のところについて、町長、空白期間をつくったのは私だと、ごめんなさいと言えないですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この空白期間というのは、今までご存じのように、病院建設本来が来年4月にオープンしなければならない。契約が切れるわけですけれども、結局この問題というのは、ご存じのような経緯がありました。したがって、最終的には私の責任に、これは管理者ですからなりますけれども、これはしかし、それぞれの機関に諮って進めてきたことですので、私はそういった意味で、先ほど申し上げました。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） わかりました。何しろ町長が空白期間をつくった平成23年4月から指定しなければいけないのを平成24年にしたという部分の、この辺の誤りがあったということ

は事実だと思います。

そのことはそれでいいとして、この共立湊病院の新たな指定管理者が決定した場合、JMAはどのような扱いになるのか。決定した場合ではない、もう決定しましたよね、SMAが。これはどのような扱いになるのか、ちょっと教えてください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 現在の病院を受託した医療法人、今言われた社団静岡メディカルアライアンスです。これはJMAのグループ法人であるという旨の報告を受けております。母体としています。そこで、このことはJMAのホームページにおいても、プレスリリースされておるということで、救急医療等の実績を確保した上で、早期にSMAの社会医療法人化を図って、そして、JMAとの法人の統合を行うことになるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） これは、組合議会でも私傍聴していたんですけども、町長、JMAが指定管理者で、今度はSMAが指定管理者になったということによって、JMAは自然に指定管理者からおりたという考え方でよろしいんですか。わかりました。

それで、町長、医療法人聖勝会を名称変更した医療法人静岡メディカルアライアンス、これを町長は別の法人と認識しているのか。そんな話が組合議会の事務局からありましたけれども、これはなぜ質問しているかという、そこにある債務の問題、この辺を町長がどのように認識されているかを聞きたいもので、別法人なのか、同一法人なのか、どのように考えますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この静岡メディカルアライアンスというのは、先ほど申し上げたJMAが母体であります。そして、先ほど申し上げたように、法人設立は、先ほどいろいろ言われましたけれども、問題なくこれは承認をされております。結果として、この法人登記は完了しておるといふことでもありますから、SMAの新しい定款から見ても、社会医療法人化に向けた定款変更となっておって、その意味でも全く別の法人がある意味設立されたという

認識しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、別の法人ではなくて、これは法律上は同一の法人なんです。やはり聖勝会が名前が変わっただけで、債務超過があるのはもう当然ご存じですよ。その三千何百万円という債務超過をしょっていかなくてはならない。そのほかに運営会議でいろいろ出ました。四千何百万円の内容証明が出ていると。この問題に対して、確かにジャパンメディカルアライアンスからは、弁護士が不当な訴訟だみたいなことを言っていますけれども、現実の問題としてこういうことをやっているとしたら訴訟が起こるだろうと。これはもう僕は、こういうものを見ていると、多分ああこれは訴訟になっていくかと、これはもうなるだろうと考えております。

そうした場合に、そういう訴訟を起こされるSMA、そして、もし訴訟で勝ち負け、もしこの祥和会のほうの弁護士の言っていることが正しいということになったら、4,200万円もさらに上乘せの、それか、流動負債のほうにこれは入っているのか、六千何百万円という流動負債がありましたからちょっとわからないですけども、その辺のことを考えたときに、町長、河津の相馬町長が言っていました。下田メディカルセンターの経理と、今静岡メディカルアライアンスになっているしらはまとか、西川クリニックとか、そういうところの経理の問題、この辺のところを町長はどのように仕分けるつもりでいられるんですか。現在、既に3,200万円の債務超過しているんです。そこのところを町長、お聞かせください。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題は、確かに私もそういった報告を受けております。ただ、この問題は実際にまだ事実確認も我々はもちろんしておりませんし、その問題そのものがまだ双方が代理人を立ててやっている。今、梅本議員のご説明の段階です。ということは、もちろん我々がそこにまだいろいろ介入できない問題ですけども、どうこう言える段階ではないと思うんです。ということで、これはもうJMAのほうからも、先ほど言われたように、もしそうであれば、我々は全面的に手を貸すというふうなことも言ってきていますので、我々としては、何しろこの医療を絶対もう何としても来年4月から継続して、再来年の平成24年5月につなげなけ

ればならないという思いでいますので、そういうことで、これは母体であるJMAのほうで、SMAのそういった問題は責任を持って対応してくれるという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それはそれで結構なんです。その四千何百万円、祥和会さんの問題は、それは当然対応していかなくてはならないだろうし、静岡メディカルアライアンスが同一法人である以上は。ただ、町長、私が言いたいのは、いわゆる債務超過の3,224万23円というこのお金と、この中の貸借対照表の中に出ている流動負債の6,847万1,000円と補てん負債の2億4,283万5,000円、そして、聖勝会から出ている損益計算書を見ると、平成22年度に400万円の赤字を出しているんです。債務超過というか、そういう形になっている。だから、赤字が出ている会社がこれを返済していく、返済しながら赤字を出している。

そういうことに対して、新たに今、静岡メディカルアライアンスは西川クリニックとしらはま中央クリニック、さらに須崎診療所、3つを運営しているわけですがけれども、損益計算書によると、そこでの運営は赤字になっているということなんです。そうすると、今度もう一つこれに加わるのが、間違いなく下田メディカルセンターです。そうすると、下田メディカルセンターがプラスになっても、そっちの経理がマイナスなら、この環境をどういうふう

に町長は把握されているのか、ここを聞いたかったんです。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） いろいろ今数字を挙げられて質問がありましたけれども、我々はまだそのところまで具体的には、もちろん先ほど申し上げたような段階ですから、内容検討はしておりません。ただ、先ほど申し上げたように、これはSMAの側でこの問題がもし事実であれば対応しますよということは文書でいただいておりますので、我々は今の段階ではそういう段階です。それしか申し上げられません。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、その四千何百万円はどっちでもいいんです。訴訟が起こって、勝ち負けが決まって、ただそうではなくて、もう四千二百万円以外にも現実に債務超過があって、そして、聖勝会さんは損益計算書が赤字を出している団体だと。その中に下田メディ

カルセンターが診療所として入っていくと、西川クリニック、須崎診療所、しらはま中央クリニック、それに下田メディカルセンターということになるのではないかと思います。そうすると、病院と診療所、これの経営は数字をどういうふうに別々にしていくのか。

例えば、西川クリニックは黒字になっているのか。例えば須崎診療所は黒字になっているのか。白浜中央クリニックはどうなっているのか。そういう経理上の問題、町長答えにくいでしょうけれども、これに関しては十分注意して、事務局長の話だと、確実に分けますという話でした。ただ、私は非常に難しいだろうと。一つの法人の中で経理を分けていくということは非常に難しいだろうと。だから、よっぽど今言ったしらはま、須崎、西川クリニックの部分と、そして下田メディカルセンターの部分をはっきり分けていかないと、将来的にこの組合議会が負担をしょうような状況になってくるのではないかと思いますので、この点よろしく事務局のほうを指導していってもらいたいと思います。

それで、4の問題は同じような問題でした。そして、懸念材料の問題ももう大分しゃべりましたので、それはいいとします。

ただ、町長、医療空白期間の解消のために、共立湊病院指定管理者受託に係る要望書を町長が出しましたよね。気持ちはわかるんです。医療空白の期間を埋めたいから、そして、何でもいいよ、言うことをきく。その形が今あらわれている。組合議会で言われたように、8,000万円の経営健全化資金と、そして、赤字が想定された場合は9,000万円を、既に収支計画書の中に載せてありますが、この辺について町長、その責任はどのように考えていますか。

本来、これは公募しなければ8,000万円も、9,000万円も——9,000万円はまだどうだかわからないです。8,000万円はもういただくという感じでしょう、補正を通したから。という、例えば地域医療振興協会がやっている場合は、少なくともそのお金は要らなかったのではないかと僕は思うんですけれども、この辺のところは町長、どうですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 確かに今の協会にお願いすればという話が出ましたけれども、そうになると、そういった面での経費というのは確かに変わってきたと思います。ただ、それは先ほど申し上げたように、経緯を経て我々は協会にもお願いをしましたし、公募もしましたし、そういう段階を経てきている段階ですので、そういう内容の中での今回の8,000万円であり、その他の経費ですので、それは議会でも説明をして、組合会議でも説明をして了解を得た上での予算措置であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、私が今言っているのは、空白期間をつくったからそうになっているんだというような意味があるんです。ただ、そのことはそれで置きましょう。それで、町長、この病院の起債を急ぐ余りに今度の指定管理があったのではないかと思うんですけども、これは当初の公募条件を大分無視した形での12月5日の組合議会になっていると思うんですけども、その辺どうですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この起債を急ぐ余りということを言われましたけれども、私はこれは組合議会でもたしかそういう質問があつて答弁しました。梅本議員も傍聴に来ておられましたよね。確かに組合としては、起債という問題は大きな問題ですから、これはもう年内ということはありません。ただ、何度も申し上げますけれども、この病院問題がもう来年3月で今の契約が切れるという現実があるわけです。そうすると、後4月からどなたにやってもらうかということで、今回のSMAがその法人として受託をさせていただいたわけでありまして。

そういうもう限られた期間の中で、やはり病院問題は進めなければならないということがあるわけですから、そこでもって、負債だけだからということではないということをご理解をいただきたいというふうに思います。

あとは何でしたか。

○7番（梅本和熙君） 何か言いましたか。いいですよ。まだありますから。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） その空白期間の問題は置いて、町長はそういうふうに、空白期間の失敗は当然認めたと思っています。それで、この平成23年4月からの開院を目指している。これは気持ちとしてはわかります。ただ問題は、この公募条件の中で減価償却費の問題がありますよね。減価償却費に関して1点だけ町長、聞きたいんですけども、下田メディカルセンターの収支計画書には、政策医療交付金が平成25年度ベースで7,850万円支払われるわけですけども、地域医療振興協会にもこの政策医療交付金というのは同額支払われていたの

か。今までどれぐらい支払われていたのか。この点ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今言われた政策医療交付金について、私は詳細を把握しておりません。先ほど言われた8,000万円については、同じ内容のものが今回も予算措置されたという解釈でおりますけれども、その今言われたものについてはちょっと。後ほどこれはまた調べてお答えします。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今言った8,000万円の問題も、赤字補てん、補助金が収支計画書に9,409万円入っていると。これも当初の公募条件にはなかったものだと。それともう一点、町長、組合収支計画書では、平成25年度ベースで減価償却費は2億310万8,000円、それで、下田メディカルセンター収支計画書では1億6,663万1,000円になっているんですけども、減価償却費全額をもらうのではなかったかと。これは私も数字的にわからないもので聞いているんですけども、減価償却費をすべてもらうのであるなら、組合の収支計画書でいうと2億300万円だと。だけれども、下田メディカルセンターの収支計画書では1億6,000万円しか入っていない。何だこれはちょっと数字が4,000万円ぐらい違うではないかという感じがするんですけども、これも町長、余り細かいことは……

ではこれも町長、一つ約束だけれども、今の政策医療交付金、それと、この減価償却費の平成25年の部分のことを事務局長に私のほうへ、後からでいいですから答弁させてください。

それともう一点、非常に気になる部分があるんですけども、町長、起債のためには共立湊病院組合の全首長の承認が必要だとの静岡県の経営管理部自治財政課の平成22年9月7日の共立湊病院新病院建設に係る起債要望関係に、というのがあるみたいですけども、もしこれが事実としたら、その起債要望関係には、その他として、「いずれの場合も病院組合構成首長の全員同意を担保する書類を県へ提出する」とあります。これはご承知ですよ、町長。僕は組合経営会議を見ていたときに、東伊豆の町長、西伊豆の町長、そして、河津の町長、そして松崎の町長、この人たちは相当納得しない部分があったような気がします。そういう中で、この全員同意を担保する書類というものが、町長、みんなからもらえるという確信があるんですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

確かにいろいろ今までも、先般の運営会議でも出ました。ただ、総論としてはそれぞれが反対ではないですよという意見でした。

そこで出たのが、先ほど言われたいろいろ赤字補てんの問題であるとか、あるいは聖勝会のそういった負債の問題であるとか、債務の問題であるとかが出ました。しかし、意見、あるいは要望がありましたけれども、総論としては反対ではありませんという運営会議でした。ですので、私はこれはもう限られた時間の中で、やはり来年3月で切れるこの医療を何とかして4月につなげるには、今回のこの臨時会をもって上程しなければということで、そこで申し上げて、そして、運営会議を閉めたわけでありまして。ですので、私は本会議もいろいろありましたけれども、それぞれの首長はそういう思いで同意してくれるという判断しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 同意をとれると、こういう話があったから。その件はそれでいいと思います。

ただ、町長、当初公募のときに、病院事業起債計画書によると、本体工事は17億8,000幾らということで、だけれども、新契約では20億円になっている。先ほど竹河議員からの質問もちよっとあったみたいですが、そして、医療機器が4億円、先ほどは5億円と町長は言われて、プラスアルファ1億円あるのではないかなというような話もあったんですけども、それと、あと契約年数が10年から15年に変わった問題とか、例えば初めの西川先生ときには看護師寮とか、家族寮というものはなかったと。それに対して4億8,000万円また出すとか、そして、光ケーブルに3,000万円出すとか、赤字補てんとかそういうのは先ほどしましたからいいとして、公募と違ったこういう条件が、先ほどの町長の答弁を聞いていますと、答弁は、運営会議でいろいろ説明して、各首長さんの承認を得ているからいいんだという話ではないかと思うんですけども、それでは我々議会がどうなってしまうんだという感じがするんです。

当初、公募はこういう数字で出されていて、いつの間にか運営会議でこういうふうに変わってきてしまったと。それは組合議会には説明してあるとは思うんですけども、我々構成

議会に全然説明がないというのは、ちょっと解せない。これはちゃんと説明していただきたいと思うんですけども、その辺はどうなんですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今回のこのSMAの法人に受諾をしていただくことになった経緯というのは、いわゆる公募によらない指定管理者ですよね。ですから、我々としては、まず、そういう基本的なことがあります。しかし、公募条件をある程度はもうこれは同じ条件でやってもらわなければ困るわけです。それは新法人にももちろん伝えてありますし、そういう中で、今言われるように、いろいろ内容的に、あるいは変わった点もありますけれども、ただそれは、何としてももう今回のこの医療を何とか、空白期間を法人を受けてくださる、これはわかりませんが、今の医療を見たときに、なかなかこの伊豆半島南部まで来て医療をやってもらえる法人は実際問題ないと思うんです。

そういう中で、やはりいろいろ運営会議にももちろん諮りましたけれども、我々と検討した中で、先ほど出た問題も確かに当初から変わってきた問題があります。ですから、この事態を踏まえた上で、そういう内容変更というのは当然これはせざるを得ないという認識のもとに、とにかくもうここで何とか医療を確保しなければならないという我々の思いが一つになって、そういう結果として予算計上してきていると。関係の内容についても一部変わった点ももちろんあるかもしれないけれども、これはみんな運営会議、あるいは病院議会に諮って、ただ、それぞれの市町の議会まで浸透していないという部分は確かにあると思います。それはやはりそれぞれ病院議会に代表として議会議員も出ておられることですし、首長もおりますので、そういった面で、やはりもっと我々としては気を配りながら説明をしていかなければならないなという思いが今はしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、ぜひある程度決まったことは我々にも情報開示をしていただきたいと、これはお約束してということで。

ただ問題は、町長が言われたように、この伊豆半島には来てくれる病院がないからJMAだという話を町長は言っているけれども……

〔発言する人あり〕

○7番（梅本和熙君） いやいや、そういうふう聞こえるんです。

それで、問題は地域医療振興協会と本来——これはあくまでも私の思いです。いいです、町長がそういう答弁を。地域医療振興会ともう少し話し合いをすれば、先ほど言った8,000万円はなかっただろう。9,000万円の補てんもないだろうと、空白期間も、ということが言えるわけです。その形が、いわゆる再公募すべきではないかという請願とか、陳情になったのではないかなと思っております。これはこれで結構です。

それで、町長、地域医療振興協会は、これは意地ではないかと思うんですけれども、意地というと、地域医療振興協会の医療に対する熱とか、そういう伊豆半島に対する計画があるんでしょうけれども、そういう中で、河津町見高に新病院を建設するという話は本当に現実化してきているのではないかと。まだ具体的になっていないわけでは無いんですけれども、そういう動きをされているという話があります。それともう一つ、伊豆東部総合病院が稲取の現在地で建てかえをするのではないかという話も聞くわけですが、これはうわさの範囲です。

ただ、現実の問題として、河津町に地域医療振興協会が病院をつくったと。そして、伊豆東部病院が新しくした場合は、そっちに相当また患者がふえるのではないかと。そういったときに、前にも町長に質問したんですけれども、下田メディカルセンターが今度できたときに、本当に採算性が合うだろうか。

向こうへ移転するという話の中で、患者数が減っているから移転というのがまず原点にあったと思います。ただ、何か話によると、杉原理事長が高齢化社会だから患者は減らないなんて言ったという話もあるみたいですが、そういう問題の中で、私もこれは南伊豆にいた場合は、患者が減るのではないかと。それで下田になるだと。では下田に出ても今度は東伊豆に新しい病院ができ上がったとなると、どうしても患者はそっちに行ってしまうのではないかと。散るのではないかと。本当に今までどおりの医療体制でやっていけるのかということ。前に一般質問したら、町長は、将来のことだからわからないと言われましたけれども、今も答弁はそうでしょうね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、梅本議員から、河津への病院、あるいは東伊豆の問題等々述べられました。これはまだ想定されている、恐らく確定ではないと思うんです。それで、我々はこの病院問題を取り

組んで、下田移転ということがもう決まって、そして、建設へ向けて取り組んできているわけですが、それから、この賀茂地域の医療のそういった病院の内容というのは、確かに状況がある意味大きく変わってきています。我々はやはり今後そういったことも頭に入れながら、どうなっていくかこれはわかりませんが、しかし、当初予定した下田移転、そして病院建設、そして指定管理者、病院の規模の問題等々、現段階では計画に沿って進めるということではないかと思うんです。

ただ、今言われたようなことの賀茂地域の全体の医療というのは、当然これはそれぞれの市町がかかわっている共同の病院ですから、考えながら将来は運営していかなければならないなという思いは、私個人的にはしていますけれども、それはまだ今は何とも言えないと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） それで、これは公募条件の確認だけしておきたいんですけども、平成24年5月まで、指定管理者が赤字になっても赤字補てんはしないという約束はしているわけですね。これは町長間違いないですね、管理者として。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） それは条件の中の一つに入っておりますので、そういうことで私としては現段階では認識しております。

それから、先ほど梅本議員に言われた賀茂地域で受けてくれる医療がないからJMAだということではありません。それは誤解のないようにしてください。そういう解釈でなくて、今の医療は全国的に見ても、なかなかもう医者確保であるとか、医療スタッフの確保は難しいと。そして、ましてやこういった言ってみれば伊豆半島の先端という過疎地であったり、僻地であったりするところで病院経営というのは、全国的に見ても難しい時代に入っているという意味で言ったことですから、そういうふうな解釈で、いいほうへと解釈してください。

以上です。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 今の町長の話なんですけれども、私は、町長、JMAさんがここへ来

てくれる、これはこれで結構だと思います。ただ問題は、地域医療振興協会というのが国立移譲から受けて、約13年間赤字補てんももらわずに地域医療を守ってくれた。何でもっと町長が、管理者が地域医療と話し合いしなかったのか。話し合いをした中で——したと言われるんでしょうけれども、僕はしていないような気がするんです。その辺のところは認識の差だからこれは結構です。

それで最後に、町長、重要な問題です。湊の跡地の問題で、先ほど竹河議員も言いましたけれども、診療所は確実にできるのかということなんですけれども、町長先ほど、解体の問題の中で診療所は残るとい話をされたけれども、これは間違いないでしょうね。ということとは、この診療所に関しても、やはりSMAさんが受けていくということですよね。

それで町長、問題はもう一点あるんです。診療所が間違いなくできればいいんですけれども、それはいつできるのか。できないと、例えば短い指定期間、平成23年4月から平成24年5月の間までに診療所ができないと、平成24年5月から南伊豆町はまた医療空白になります。この辺のところは町長、どうですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 確かに言われるような事態にならないように、今後我々はこの病院の開院へ向けて、診療所の開設と地域の医療を考えながら取り組まなければならないと思います。そういったこの南伊豆町の診療所として共立湊病院の診療所というのが残った場合に、今の病院から診療所へ移行してつながっていく。そして新たな病院へと病院は移るということでないと、そのどちらへも空白ができてはまずいと思うんです。それは今後我々としては検討して、もちろんそうしないようにしなければならないという認識であります。

○議長（漆田 修君） 梅本君。

〔7番 梅本和熙君登壇〕

○7番（梅本和熙君） 町長、いろいろ耳の痛いことも言ったと思いますけれども、病院問題は非常に大事な問題で、そして、少なくとも空白期間が埋まるということでは、それはそれでよかっただろうと、私も思っています。

それで、問題は、先ほど言ったように、南伊豆町の医療空白ができないように、少なくとも町長、もう当然引き継いでいくと。今の病院が診療所にかわって引き継いでいくという流れをつくると、町長言われましたよね。ぜひそれをお願いいたします。もしできなかつたら、また質問しますからね。

そういうことで、私の一般質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（漆田 修君） 梅本和熙君の質問を終わります。

ここで、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 0時59分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 稲葉勝男君

○議長（漆田 修君） 4番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉君。

[4番 稲葉勝男君登壇]

○4番（稲葉勝男君） それでは、平成22年最後の12月定例会、通告どおり一般質問をさせていただきます。

この1年間には何か共立湊病院関係、特に先ほど来、同僚議員も質問等いたしておりますが、1年1カ月の空白だとか、そういう問題が終始したようなそういう1年だったような気もいたします。

ここで、まず、新共立湊病院の建設に係る懸念される諸問題ということで、一般質問をさせていただきます。

その前に、まず最初に、先月の末日、私の高校のときの同級生であり、無二の親友だった友達が脳梗塞で意識不明になり、それで、その意識不明になった場所から、今度は当然救急車で共立湊病院へ搬送されました。そして、従来ですと、共立湊病院へ搬送され、そこで処置できない場合は三次救急の確立されている順天堂だとか、西島医院、そちらへの搬送を、これはドクターヘリなり、救急車でされるんですけれども、そのときは西島病院、それから順天堂も病床がいっぱいだというような中で、共立湊病院で待機をしていたみたいです。しかし、その待機をしている数日間の間に残念ながら一命を落としたというような事例がある

ことを、町長、この辺ご存じですか。知りませんか。

こういう事例が今までもあったのかないのか、その辺が私たちにもわからない。もちろん今委託を受けている地域医療振興協会がそこまでのことをオープンにしないのか、その辺はわかりませんが、一応、町長、管理者としてこの1市5町で運営している共立湊病院組合が管理者ですので、その辺の把握を今までもお聞きになっていないという状況でしょうけれども、今後そういう事例があるということは、これは必ず新病院になっても、こういう事例が、今の南伊豆地区は特にこの賀茂地域の医療の中では考え得ることが十分あります。ですから、この辺について町長の考え、それから今後どういうふうに町長は対応されていくのか。その辺をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

ただいまの件は、私初めて聞きました。そういったことがないように、迅速な対応が救急の場合はなされなければならないというふうに私は思っております。まず、亡くなられた方には哀悼の意を表したいと思いますけれども、今言われるように、あそこで二次救急、そして三次救急と容態によって判断をしながら、場合によっては順天堂であったり、そちらへへりで運んだりして対応しているわけですが、それがどういった扱いがされたのか、私も細かいことまではもちろん承知しておりませんが、そういうことのないように、当然我々は今の協会と来年3月までは契約に基づく指定管理者でありますので、これは常々我々も言っていることですし、また、各方面からも言われております。そして、診療の問題もそうですし、そういうことも言われておりますので、今後さらにまたそういう面では、協会のほうへも強く申し入れていきたいというふうな思いであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長のほうから今申されたように、この地域の医療の中だと、この賀茂圏域の医療についてですけれども、脳卒中の医療体制ということで、来院後は1時間以内、手術が2時間以内、そのためには、今私が申し上げた沼津市立病院だとか、三島の社会保険、こういう中島病院、それから沼津の聖隷、それから長岡病院、ここらと連携をとりながら、今まで対応していたわけなんですけれども、これが運が悪かったといえればそれでよし

まいかもしれませんけれども、ぜひ運が悪かったではなくて、本当にこの地域がそれだけ医療体制が貧弱ですから、それをとにかく今度新病院、これはSMAがやる予定ですが、そこらのSMAとの関係の中でもこれは強力に、今の体制は非常にこの地域の医療のことを考えたら、町長を管理者としてぜひ進めていただきたいと、こういうふうに思っております。

これはこれとして、私の友達のことですから、これ以上はしません。

続きまして、先ほども私申し上げましたけれども、南伊豆町民にとって今まで本当に心配され、不安に思っていた共立湊病院の1年1カ月の空白が、静岡メディカルアライアンスに決定したということで、これは一応私もほっとしております。町民も恐らくほっとしていると思います。

しかし、これは先ほど同僚議員も質問いたしましたけれども、それと重複する部分もあるかもしれませんけれども、今度1年1カ月指定管理者となる医療法人静岡メディカルアライアンス（SMA）、これが私にとったら、何かちょっとそこがやるということに対して、普通一般的に考えた中での判断ですからお聞きになっていただきたいと思うんですけれども、9月の定例議会のときにも、町長にもちょっとお伺いしたんですけれども、この1年1カ月の空白がどういうことで生じたかということに対して、町長は、聖勝会が一たん受託して、それをある事情から辞退したと。それが発端で、結局1年1カ月という空白が生じたんだということだったんですけれども、その原因をつくったのは、私に言わせれば、もともとは聖勝会が辞退したことだというふうに感じております。その辞退した聖勝会を、名前が今度SMAという名前に変わってきたんですけれども、例えば悪いでしょうけれども、三行半を突きつけられた女房が出て行って、それでお化粧をし直して、また名前も変わった形で来たら、はいと言って受け入れると。これは極端な話ですが、そういうことに対して、私だけではなくて周辺でも、何でそういうふうになるのかと。これは聖勝会と共立湊病院組合は特別の関係にあるのではないかと、そういう話が出ております。

ですから、この辺のいきさつというのは、先ほど同僚議員が質問された中でる説明されてはきたんですけれども、今、私を初めそういう考えでいる町民の皆さんも結構多いものですから、町長にその辺の考え方、町長は何も違和感もなく、当然新法人ということだから、指定管理者に指定したんだと。これはもう病院組合で議決されたことですから、ここでそれをもとに戻すことは不可能だということはおわかりいただけますけれども、町長の本当の気持ちとして、そこらに何も違和感がなくそのまま受け入れられたのか。その辺を一遍お聞きしたいと思っております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今回のSMAの医療法人の指定ということですが、これについて、今、稲葉議員が言われるように、確かに従来の聖勝会をある意味では継承して、新たな法人を立ち上げたという形になりました。これはなぜかといいますと、今回のこの医療をここで受託していただくには、やはり県下でそういった実績のある法人でないと、病院の医療の経営ができないわけです。となりますと、やはりそこで従来あるそういった基盤のある法人を継承して、定款変更するということが一番時間的に早いということの中で、これは地域医療を守るためにJMAとしては何としても、ある意味で、緊急避難的という言葉を使っておりますけれども、既存の医療法人に協力を仰がざるを得ないという状況になったということでもあります。

そういうことで、先ほどもありましたけれども、新たなSMAという法人を立ち上げて、そしてこれを県で認めていただいて、そして、そのSMAがここで医療法人として、指定管理者として今回受託するという事になったわけですが、今言われるように、違和感という言葉が言われました。確かに聖勝会がそこへと定款変更してということですから、聖勝会を引き継ぐ形になるわけですが、今回の場合は、JMAとしてはもうそうせざるを得ないのではないかと。新たな法人を立ち上げるとなると、相当またそこで時間もかかる。そうするともう間に合わなくなるということの中で、今回とったそういった対応ではないかというふうに思います。

我々もそのことについてはいろいろ組合会議でも意見が出ました。しかし、それはそういうことで説明をしながら理解を求めて、今回の法人の立ち上げについて、県のでもそういうことで、ある意味我々の計画に協力していただいて、認めていただいたという経緯もありますので、今回はそういう思いでは、いわゆるSMAとして運営をしていくということになったという経緯があります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、町長が言われたこともわかるんですけれども、先ほど来、同僚議員も質問しているんですけれども、ことし9月6日の組合、管理者と副管理者と、その辺は

わからないんですけれども、共立湊病院の指定管理者受託に係る要望書というのを先ほども出されています。それで、JMAの杉原理事長のほうから、10月1日付で回答が来たんだと。それは共立湊病院の指定管理者受託に係る要望書に対する回答書ということが来ておるといので、これは副管理者の下田市長が、下田の議会議長、それから下田市議会議員さんにファックスでそのコピーを写したものを、私も下田の議員からいただいたものなんですけれども、この中で、経営面での5つ条件というか、それが出ているわけです。1つは、円滑な継承への支援、これは当然円滑に継承ができるような支援をお願いしたいと。これは当然だと思います。それで、新法人設立の承認、これは先ほど来、町長が言われたことへの協力だと思うんです。それと、あと経営面での支援、これは赤字経営が続いている上、それに対する支援、そして、人材確保等の支援をお願いしたいと。そして、診療内容の科目については、医師の確保によっては現状を維持できませんよということも、一応承知しておいてくれというような意味だと思うんです。

それで、今月5日の組合の臨時議会で可決された新病院の開設交付金6,000万円、それから、医師の確保対策交付金2,000万円、これは要するに、この条件で出されている3の経営面での支援という部分に入るといふような解釈でよろしいわけでしょうか。この辺どうですか。要するに、この条件をすべてのみ込むというような形でやられているのか。その辺をお聞きしたいです。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 確かにこの指定管理者としてお願いする段階で、前提条件という言葉を使っておられますけれども、JMA側から出されました、今言われた5項目にわたっております。これらはそれぞれ我々は運営会議で、あるいは組合の議会等もよく検討しながら対応を考えてまいりました。それぞれがJMAが我々の要望に沿って受託していただくという前提ですので、この前提条件については、協力して、何としても医療を確保しなければという組合の方向でありました。

そういう中ですので、今言われた交付金の問題であるとか、そういったことも、今言われた経営面での支援ということになってくるわけなんですけれども、そういう細部にわたっても検討がなされて、それでもって、結局JMAは、それならということになって、今回の指定管理者を受けるとなったというふうに理解しております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） ちょっと私たちにすれば驚きというか、そこまでするということに対して、先ほど来、SMAは一度指定管理者としての受託を自己都合により破棄したと。その後肩がわりしたのがSMAだというふうに私たち、普通の人もそういうふうに思っていると思うんです。それで、通常でしたら、こういう1年1カ月の空白をつくった聖勝会に対して、組合として損害賠償をもらうぐらいのことが、私たち普通考えて、それをさらにこういう形で出てきた条件をも、提言の支援もします、何もしますで、そこまで取り上げていくということに対して、先ほどから違和感ということを私は言っているんですけども、私としてその辺が納得できない。

そしてまた、同僚議員も言っていましたが、債務超過がある。それらの処理については、先ほど町長が言われたからそれはそれとして、もういいんですけども、通常あれだけの1年1カ月という空白の原因をつくったのが聖勝会であれば、組合議会の中、あるいは管理者の中からも、それに対しての損害賠償というか、それを請求するぐらいのそういう話は出たのか出なかったのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） まず、損害賠償云々という話は、公の場では出てきていないと私は認識しております。確かにいろいろな流れの中で、聖勝会の話が出てきましたけれども、結局聖勝会をそういう形で救ったということではないわけです。今回、JMAをお願いをして受けていただく。そして、ここで医療を施すには、県下の実績のない法人は、まずそれが新しい法人制度の中では、社会医療法人としてできないということになると、当然今ある、先ほど言ったような既存のそういう法人を継承してやるのが一番早いし、今の時点ではベターではないかということでもって、結果的にそこへ聖勝会が出てきたと。結局そういうことで、聖勝会の前の経緯を考えると、確かにそういう解釈をされるかもしれませんが、そうではなくて、今回はJMAをお願いするに至った段階で、そういうふうな手法をとらないと、もう先ほど申し上げたように、ある意味では緊急を要するということがあったりして、JMAとしてはそういう判断のもとに、県とも協議をしながらその手法が一番ベターではないかということのもとに、今回のSMAの立ち上げになったということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 町長のおっしゃることが、我々直接携わっている方たちの間では理解されるんですけども、これが町民にすると、そういうふうな解釈をする町民というのは10人のうち半分とか、恐らくそういう解釈をしていないと思うんです。言い方は悪いですけども、何で聖勝会にそれほど迷惑をかけられて、さらに、今言ったように、それをまた救い上げるというふうな解釈、これしかできないと思います。

ですから、その辺のいきさつを、今まで私思うんですけども、町長も病院に対してのことを町民にはっきりこうだということまで言ってありませんし、そういう中で、町民は本当に今までも不安に思っていた。今回解消されましたけれども、それをちゃんと町民にある程度納得させるような組合の回覧とか、そういうものをこういうときですから、南伊豆だけではなくて1市5町構成市町村すべてになると思いますけれども、そのぐらいのことをやって住民の理解を得るようなことは必要だと思います。

それで、それはそれとして、今度は平成23年4月1日からSMAが指定管理者となるわけですが、もうあと4カ月が切れています。それで、前にいろいろな話を聞いた記憶ですと、普通の我々が異動で引き継ぎあうこととは違って、一つの病院を今までの指定管理者と今度の指定管理者が引き継ぎをやるには最低4カ月は必要だというような話も聞いた覚えがあります。もう既に4カ月を切っているわけです。それで、確かに指定管理者はSMAになったんですけども、残された4カ月間で、必ずもう4月1日からSMAが今までと変わりなくあそこで診療を続けることができるのか。その辺が町民にしても、私らにしても見えない部分がすごくあるわけです。町長、その辺をこれだからこうだということがあったら、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 確かに今言われるような不安があると思います。それで、前にもこの引き継ぎの関係は、病院の運営協議会というのがありまして、これは協会の理事長等もメンバーとして入っておりますので、その席で新法人が決まった場合にはスムーズな引き継ぎをしたいということで協会からも話が出ました。もちろん我々はそれはしなければならぬし、そういうことでできていますので、これは早急にこの引き継ぎの関係は、我々も協会、それからSMAに対して働きかけていきたいという思いでおります。基本的にはそういう考え

です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） ぜひ町長、今言われたような形の中で、随時そういう引き継ぎがわかったといったらおかしいけれども、その区切り区切りに町民を安心させるような方法とかそういうもので、ぜひこれはやっていただきたいというふうに思います。

それで、またその医療スタッフの確保によって診療科目が現状と大きく変わるのか。それはこの前ちょっと聞いたんですけれども、病院は90床以上で運営しないと赤字が発生すると。この辺は90床以上でやるというような話も聞いたんですけれども、確たることはさっき梅本議員が申されたとおりでよろしいわけですね。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今度新しくお願いすることになる病院の規模ですけれども、今のところ100床程度が予定をされております。これは医療スタッフがある程度確保できたということで見通しがついたわけですので、今まではそれがはっきりしませんでしたけれども、そういうある程度予測をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） それでは、次に、先ほども同僚議員からも話がありましたけれども、新病院の建設の進捗状況、これは残すところあと1年半余りですけれども、状況がどのようになっているのか。今の段階では町長はもう大丈夫、1年半あれば開院できますよということでしょうけれども、先ほどもちょっと話があったんですけれども、もう一度重複しますが、進捗状況をお願いしたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

これは先ほどの一般質問でもお答えしましたけれども、現在基本設計が進められております。そこで、これが年内にはほぼ確定するという報告を受けております。指定管理者が求める高度医療が実践可能となる病院機能の整備に向けて、プロポーザル協議審査委員とともに

移譲費等の精査を行っているところであります。今後は、同協議特定者の戸田建設に対しまして、10年間の瑕疵担保をつけて、設計施工一括による契約を締結する予定であります。建設計画における工期等においては、特段のおくれもなく、いろいろな申請の完了後、来年3月から予定としては着工となるということであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、共立湊病院関係でいろいろお聞きしたんですけれども、町長の答弁の中には、もう時間的に制約されているだとか、住民のためにどうしてもそういう形をとらなければいけないということ、これが今後新病院になって、それで、先ほどの一般質問の中では、もう赤字の補てんはしませんよということでしたから、それはそういう契約を当然してもらわなければいけないんですけれども、この病院問題を聖域みたいに考えられて、町民のためだ、この賀茂地区の医療のためだということで、赤字も補てんしましょう、では何をやりましょうという手法をこれからとられると、非常に各構成市町村との間の関係、それから、住民への負担、そういうものがいろいろな意味で大きく変わってくると思うんです。ですから、その辺は、これは町長にお願いなんですけれども、聖域という考えはないんでしょうけれども、今の話を聞いていると、ちょっと聖域みたいにとられているところがあるものですから、そうではなくて、もう本当に管理者としての運営を要望というか、お願いしたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

続きまして、新施設の完成後の町有財産についてということでお伺いいたします。

今回、この新庁舎の建設の起工式も終わって、平成24年3月に完成の予定であります。この中に耐震度に不安を抱えている中央公民館にかわるべき多目的ホールが設置されるということになっておりますが、前にお聞きした中では、多目的ホールが完成後、中央公民館は取り壊したいというようなお話をいただいております。ですけれども、私が申し上げるのは、中央公民館の耐震診断をやられたのか。それと、仮に耐震工事をやった場合、どのくらいかかるのか。そこらの確たる調査をしてあるのか。その辺を1点お聞きしたいと思います。

担当課長でもよろしいですか。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） お答えいたします。

ただいまの耐震診断をやられたのかということでございます。昨年度耐震診断を行いました。

た。県の基準でいきますと、I s 値1.51なければいけないという中で、ホール部分がI s 0.87でございます。それから、事務所部分はI s で0.45ということでございます。この基準値から見ますと、大分低いなというふうに感じております。

それから、耐震した場合に工事費ということでございますけれども、これも前回もお話させていただいたと思いますけれども、工事費を当事者さんに幾らかかるということは聞いておりません。ただ、南中の体育館の耐震工事をやりました。こちらのほうの面積が大体半分ぐらいなんですけれども、こちらのほうで約8,500万円くらいかかっていますので、それ同等額がそれ以上かかるのではないかとこのように思っております。

それは、中央公民館ホールを見ていただくと、屋根がコンクリートぶきになっております。当時はモダンな建物だったと思いますけれども、現在はそれがちょっとネックになっているのかなというふうに思っております。そういうふうなこともありまして8,500万円、それよりかちよっとかかるかなというふうには感じております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、教育委員会事務局長が言われたように、耐震診断をやった結果は非常に数値が低いものであると。それで、あの中央公民館を建設したとき、私も知っておりますけれども、私が役場に入って間もなくですから、昭和46年ごろだったと思います。その当時は確かにモダンで屋根もああいうパイプを半分にしたような、それも十分知っております。

ただ、ここで申し上げたいのは、中央公民館が昭和46年ですから、約40年間南伊豆町の文化の象徴と言ったらおかしいですが、すべてあそこで、成人式だろうが、何だろうが全部やった経過もあります。そういう歴史的なものも考えた中で、ただ耐震診断がこうだと。だから、これは取り壊さなければいけないんだ。新しいものができたからいいんだというような考えではなくて、その辺をほかの施設でもこれから申し上げたいんですけれども、一つの検討するチームというか、プロジェクトチームみたいなものを早急に立ち上げて、そして、これから私申し上げますけれども、幼保一元化で南中幼稚園、それから差田の保育園、そして、南上の保育園、これが統合されて、結局これが廃園というか、そういう形になるわけです。ですけれども、差田の保育園、それから南上の保育園も木造、確かにこれも耐震診断をやれば、数値的には劣るでしょうけれども、こういう木造の貴重な建物、これは私考えるに、産

業観光課あたりでやっている吉祥の農園、あそこの組み合わせだとか、それから、クラブト、要するに、つぼをやっている人だとか、木工をやっている人、ああいう人たちの作業場に使ってもいいし、それはある程度耐震工事をやるとかなんかで、それか、例えば南伊豆へ遊びに子供たちが来ても、雨の場合どこもやることがないよと。そういう場合、そういうクラブトというか、工芸だとか、絵をかく人だとか、そういう人たちがそこで子供たちに教えるのに利用する。これは格好だと思んです。だから、今それをしなさいではないんですけども、そういう利用の仕方もありますから、だから今後幅広く、そういう陶芸をやっているだとか、いろいろなそういう人たちをメンバーに加えた中で、あれの利用方法を、あと2年、3年でもいいですから考えて、即もう不要だから壊すではなくて、そういうチームをぜひ立ち上げていただきたいと思っておりますので、町長の考えをお願いします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） これは今検討に入っておりますので、総務課長から。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

今、稲葉議員の検討グループを立ち上げたらどうかということでございますが、実はこの8月13日に起案しまして、16日に町長決裁をいただきまして、総務課でワーキンググループを立ち上げております。全部で五つ、六つ立ち上げているわけですが、総務課は4係ありまして、4係長に全部割りふるような形で、実は財政係には認定こども園と幼稚園、保育所ができた跡地利用、その他、山林を含め、空き地含め、未利用地の利活用を考えろと。これは以前から議会とか、監査委員さんからも指摘されている中でこのことで立ち上げたわけでございます。

中央公民館の話とか、三坂の幼稚園跡地でございますが、当然これは未利用地ですが、有効な土地であるという認識は持っています。ただ、これを利活用するとなると、全く話が別になりまして、そういった中で、議員も多分ご承知かと思いますが、ここ10年ぐらいの中で、公共施設の管理について、アセットマネジメントとか、ファシリティマネジメントという概念が出てきています。アセットマネジメントというのは、平たくいいますと、道路とか、波止場だとか、橋だとか、そういったものの土木施設の土地を含めた管理、ファシリティマネジメントというのが建物の管理であるということでございます。

当然その中には維持活用していくもの、極端な場合は廃止するもの等を選別していかなければ

ればならないということを含めまして、財政係が検討に入っています。一部もう橋等につきましては、建設のある担当にちょっと情報を流しまして、ある大学の教授が無料で交付しているアセットマネジメントに関する将来の負担費用のソフト等も入手して、もう既に着手している部分もあります。

なかなか全国的にもまだ青森ですとか、福岡ですとか、そう多くはやっていないんですが、これは大なり小なり自治体でやらなければならないということ。少子高齢化だけではなくて、人口が減少していく社会の中で、負担する人間が少なくなっているというような状況も踏まえて避けて通れない道ですので、ぜひ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 今、総務課長のほうから大変難しい答弁をいただいたんですけども、平たくいって、私は役場の職員でのチームもいいんですけども、ここの住民をぜひ入れた中でのそういう活用方法、これはその次の段階かもしれませんが、ぜひ財政部門だけで考えた中での利用方法だけではなく、そういう意見を吸い上げるというか、そういうプロジェクトチームでもいいんですけども、それを立ち上げる。そして、ぜひ本当に貴重な土地も残りますし、建物も今言った耐震補強をせざるを得ないかもしれませんが、それがまたある程度の耐震補強で、費用をかけてもそれに合ったようなものも返ってくる場合がありますし、そこらを十分検討していただきたいということにして、町長、どうですか、いいですか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 現段階での説明は、先ほど総務課長から説明したとおりであります。今、議員が言われるようなことで、今後我々としては、確かにいろいろ歴史のある教育委員会の入っている建物でありますし、そういったことも念頭に置きながら、今後検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

〔4番 稲葉勝男君登壇〕

○4番（稲葉勝男君） 共立湊病院の関係と重複した部分もあるものですから、割愛させてい

ただいて、本当に短い時間で、若干早いですけれども、これで一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで、1時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時45分

○議長（漆田 修君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（漆田 修君） 11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） それでは、私は南伊豆の住民と日本共産党を代表して、通告に従って質問を行います。

まず、最初の質問は、今12月ですけれども、来年度の予算編成に向けて、各課調整していると思います。今年度は当初から第5次総合計画の初年度、そして、過疎計画については、来年度からの取り組みを決めて、来年のスタートを初めていくという年になります。総合計画も実質的にその理念を町民の皆さん、もちろん庁内もそうですけれども、位置づけて取り組みを進めていく。まず、そういう計画を来年度予算ではどのような観点で位置づけていくのか、その点について。もう一点は、重点施策をどのように考えているのか。その2点についてお答えをしていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、1点目のどのような観点でということであります。

新年度の予算編成につきましては、その方針について、南伊豆町の財務規則第4条によって各課局室長に通知をして、3月議会での予算案の上程に向けて、今全庁挙げて編成作業に取り組んでいるところであります。

その通知の内容ですが、この第5次の南伊豆町の総合計画及び南伊豆町の過疎地域自立促進計画に基づく施策の推進が基本となってくるわけでありまして。それぞれこれらの計画は、新年度の予算編成における、いわゆる核となる位置づけであります。そうはいっても、しかしながら、今はご存じのように、長引く経済不況によって町税収入であるとか、そういった収入面の減少が見込まれるということ、それから、新年度においても財源の確保が非常に困難になることが予想されます。そこで、既に計画をされております事業、あるいは継続事業であっても、事業内容及び事業の効果等について検証することを命じております。まさに真に必要で緊急性の高い事業のみ予算要求するよう通知をしたところであります。

それから、2点目ですが、重点施策ということではありますが、まず、新年度の重点施策として位置づけておりますハード事業、これは子育て支援の中核施設となる（仮称）認定こども園及び野生獣を食肉加工することによって有害獣の駆除促進をして、そして、特産品の開発も期待できる野生獣の処理観光施設整備事業も考えております。

また、道路、橋梁を初めとする公共のインフラの長寿命化と、事業規模の平準化を図りながら緊急に取り組まなければならないという事業、これらはやはり取り組まなければならない事業というふうに考えております。

一方、ソフトの面ですが、子宮頸がんの予防ワクチン接種を初めとして、各種費用助成事業への取り組み、それから、住民のニーズに対応した施策の推進が求められております。

また、自立のまちづくり実現に向けた施策として、新年度も財政調整基金の積み立てを行い、依存財源の占める割合が高い本町は、政策の変化に柔軟に対応するための基盤づくり、これももちろん継続して推進していく所存であります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 来年度の予算編成の概要、取り組みの姿勢を伺いましたが、私も第5次総合計画や、あるいは過疎計画の編成に際しては、計画、立案に関しては、意見を主張してまいりましたが、改めて新年度をどう展望していくかという点で、やはり今回、先日庁

舎建設の安全祈願祭をやったわけですが、この町民の生活を守っていくべき城を築いていく、そのことを通じて、町の将来展望を切り開いていく、これをどう位置づけるかというところをしっかりとすべきではないかというふうに思っています。

この間、そういう点で非常に取り組みの参考になる自治体、12月2、3日と新エネルギー利活用委員会のメンバーの一員として、伊豆諸島の一番南にある八丈島の地熱発電所の視察に行っていました。

本来の視察はもちろんそれはそれで後でありますけれども、考えていることはもちろんありますが、私は東京から約290キロ離れた離島、人口は今8,800人、本島の面積が69平方キロ、南伊豆町の大体7割程度の島。統計データを向こうでももらいました。行くときに決算データ等々も見ておったんですが、町政要覧を見て、この島、いわゆる閉ざされた離島の閉塞感と困窮感というのは、半島の先端に住んでいる私たち以上のものだというところに行く前に思っていたんですが、もちろん行った先方でそれぞれ課題にしていることはありながらも、いわゆる産業統計を見ますと、農業生産については、八丈島が平成20年度、農業分野の総生産が20億7,000万円、南伊豆町は平成22年度の決算データで載っている数だけでも総生産額6億9,000万円なんです。さかのぼること平成7年、私が議員に出て間もなくですけども、このときの総生産額が11億7,000万円です。

内訳は、花卉が14億円、南伊豆は平成18年度で1億2,000万円、平成7年度、11年前は2億7,000万円あったんですが、八丈島が14億円、それとは別にいわゆるフェニックスという切り花、葉っぱだけで3億6,000万円。別に水産物、うちの町も海と山の産業があるということで、特徴の一つで挙げていますが、水揚げが八丈島が平成21年度で漁獲高10億6,000万円、南伊豆町は平成21年度で約3億2,000万円。そのほか八丈島は加工品が8億9,000万円あります。南伊豆ではまだ加工分野は数字に挙がるほど統計上は出ていない。あの8,800人しかいないところで、焼酎の生産額が3億4,000万円、アシタバの加工品とか含めた農産加工品が3億円、くさやが1億5,000万円、黄八丈がこれは本業で成り立つ事業ではないということで、伝統工芸をやっているところの人でさえ、農業出荷を主にしてやっているということでしたが、9,600万円。それで、では観光客の数はどうかというと、空路の方が今は多くて、それでも1年間で10万1,000人、船はわずか1万5,000人、そういう状況なんです。

これは何をあらわすかということ、今回の12月定例会の質問でも、観光振興の質問が多いということであったと聞きましたけれども、いわゆる離島ですから、待っていてはお客さんはもちろん来ない。ここで外に打って出るものを生産をして外に打って出る。ここにどれだけ

力を入れてやっているか。平成20年度の決算データでは、農林水産はもちろん中身を見なければどういう投資をしているかというのはあるんですが、農林水産業費に約6億円お金を投資しているという状況なんです。

私はここの取り組みに、かといって島の方々は自分たちの課題を持ちながらも、そこに甘んじないと。むしろ行った私は、これまでも本土の中での人口が少ない町の取り組みを紹介したりしたんですが、本当に閉ざされた空間、狭い島の中で、空路、あるいは海や天候が荒れば外に出られない。そういう状況の中で、島を愛して、島のそのあるものの中からのものを生み出して、そして展望を開いている。このことに深く感銘を受けました。

そういう観点を改めて見た場合に、私たちが第5次総合計画を決めて、過疎計画も決めておりますが、その推進の核となる魂のところ、やはり私たちは半分半島ですが、それよりも大変な環境の中で奮闘している同じ国民がいるということに思いをはせて、そして、この地を一層発展させていく。そういうことが求められているのではないかというふうに思います。

この八丈島の中身は、直接は質問には書いておりませんでしたけれども、町長、そうした環境が国内にあるということで、より一層、これまでの病院の問題にしても、町を残す取り組みにしても、着実なこまを進めてきているとは思いますが、より一層の気概を持って町政の運営と町民に展望を与える、まさに希望を与える町政の取り組みが必要だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、議員が八丈島へ行っておられて、その現地の様子を、見られた感想を織りまぜていろいろ具体的に話されましたが、確かに八丈島は離島ですけれども、そういった非常に活気があるというか、いろいろな面で頑張っているということを議員は言われたと思います。

我が町も過疎の町でありますけれども、今いろいろ取り組んでおる中で、やはりこれは将来を見据えながら、先ほどの病院の問題もそうですし、我々が今生きているこの南伊豆町は、多くの先輩がそれぞれ時代時代に頑張っておられたそのおかげで今があるわけですので、我々はその思いでしっかりと受けとめながら、今できることを精いっぱいやるのが、これは当然責務であります。そういう思いでしっかりと将来を見詰めながら、あらゆる産業振興、あるいは教育、防災、福祉、医療等、しっかりと予算へ反映できるように頑張っていきたい

いという決意をしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 似たような規模とそれ以上の環境の中で、逆境の中でも奮闘しているところに、私もよきお手本にして、町民の皆さんの生活向上のために一層奮闘していく決意であります。

次にですが、具体的な問題で、野生獣被害の対策であります。

先ほどの質問の答弁でも、過疎計画での新年度の位置づけが答弁されましたが、私はそれに加えて今シカの被害が目立ち始めていると。もちろん伊豆新聞とか、ほかの静岡新聞でも報道がされていますが、今町内では毛倉野や、あるいは下小野、川合野、青野、日中でもシカの鳴き声ができる。具体的に毛倉野、一条、青野、下小野あたりでも農作物の被害が出始めております。

私は、8月30日には天城の寒天橋から八丁までは行かなかったんですが、寒天林道を通って八丁池手前の駐車場まで歩いて確認をしたんですが、クマザサの葉はほとんどなくて、尾根まで道路から見通しができるような状態で、非常に深刻だということを確認してきました。

町内に関しては、つい先日の5日ですが、毛倉野の寺ノ段に登ってまいりました。行く途中指摘をされて気がついたんですが、山の中なのにやはり天城と同じに見通しが非常によくて、アオキというんですか、葉っぱはほとんどありません。もう先が枯れている状態で、杉の皮も食べ始めていると。今猟期が始まっていますが、シカの寝床、そういうのが道路から歩いてわずかのところにもあるという状態でした。

今までイノシシの対応での対策をずっと求めてまいりましたけれども、シカの被害は地元の新聞でいわれているだけではない、非常に生態系を壊す。西伊豆の仁科峠付近では、あるいは大沢里では、撮った写真を見ると、ビワやミカンの木の肌を全部食べて、木が枯れて、大雨のときには小規模の土砂崩れが始まっていると。シカやヤギもそうなんです、草食動物が異常に繁殖すると草生を全部やってしまうので、生態系を壊してしまうと。これは農業に対しても壊滅的な打撃を与えるだけではなくて、生態系に対しても非常に大きな影響を与えると。その点は伊豆半島はもとより、全国で問題になっていますけれども、まず、そこに対する認識はどういうふうに思っているか。深刻な対応が必要だと思う。

もちろん私は町の議会だから町に聞くわけですが、これは国や県を挙げてやらなければな

らない課題であるというふうに思っていますが、まず、その認識についてお答えしていただけますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） これは担当課長から答弁させます。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） シカの被害でございますけれども、平成18年度末におけます天城山を中心とします伊豆半島のシカの個体数は、約2万頭と推定されております。静岡県では、農林業及び生態系への影響が深刻な伊豆地域、南伊豆町を含む6市6町を特定鳥獣保護管理計画区域に指定しまして、管理捕獲などの事業を実施しております。

平成20年から平成23年の目標捕獲数は年7,000頭で、平成23年度末の目標の生息頭数を1万頭としております。有害鳥獣捕獲、管理捕獲及び一般狩猟による捕獲数の実績としましては、平成20年度は4,901頭、平成21年度は4,976頭が捕獲されております。当町におけますも、南上地区で果樹の樹皮をはがされる等の被害が報告されておまして、南中地区、竹麻地区の一部でも目撃されたなど、シカの行動範囲が南下しまして、町内の広範囲に及んでいくことが推定されております。

当町における捕獲状況は、平成21年度は管理捕獲が6頭、一般狩猟が32頭、平成22年度につきましては、今のところ管理捕獲により11頭が捕獲されております。町といたしましても、シカによる農作物の果樹、また、森林に与える被害はダメージが大きいものと認識しております。今後イノシシやサルによる被害防止、駆除促進とあわせて調査研究し、伊豆地域有害鳥獣被害対策連絡会、また、伊豆地域日本シカ情報連絡会等々と情報を共有し、対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、今、担当の課長に報告していただきましたが、天城山系全体で7,000頭捕獲しなければならないと。それを捕獲しないとふえ続けるということですよ。実績が4,900頭だとすると、2,100頭は目標に達しないから、ネズミ算ではないんですが、それ以上の増加があると。そういう点では、この取り組みの対策を県にも要請しながら抜本的にやる必要があると。本町の管理捕獲、これは有害捕獲にも準ずるかと思うんですが、これ

自身は6頭。私イノシシの有害捕獲をやって、そういう関係から関係者に話を聞くと、シカの場合は銃猟での捕獲でないと、なかなかおりでは捕獲できないと。銃猟でやる場合に、イノシシと同じような、いわゆる犬による追い込み猟、巻き狩りは、夏場の捕獲が主になるために犬が弱って非常に大変だと。また、現時点では報償金もシカに対してはないというふうに思います。イノシシ以上に捕獲駆除に関しては労力がかかるという点で、この点の対策、費用負担を、町の生態系、そして農業環境を守るという点で、この点を非常に重視する必要があるのではないかとこのように思います。

この点で、質問の②には、イノシシの被害防止等々と書いてありますが、一つは、シカの駆除に対する抜本的な予算の措置、銃猟の従事者しかこれがなかなかできにくいという点と、その費用負担についてしっかりとした対応をして、抜本的に捕獲と防護対策をとるということを求めたいというふうに思いますが、まず、シカについてお答えしていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 今の狩猟の免許等々につきましては、また②のほうでお答えするといたしまして、シカの駆除に対する抜本的な予算措置ということでございますけれども、現在のところ、猟友会への有害鳥獣の駆除の委託、また、有害鳥獣等の被害防止対策の補助金として、これらとしてシカ用の防護さくの補助事業については、現在でも対応可能でございます。

議員がおっしゃられますように、シカの駆除捕獲に対します報償金制度につきましても、近隣町村等々を参考にして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 駆除の報償金に関しては、どのぐらいのめどを考えられるか。現時点では答えられませんか。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 現在のところ、近隣の市町村を参考にと申し上げましたけれども、現在、報償金を出しておるところは西伊豆町のみでございます。西伊豆町がシカが5,000円という形になっております。今後また協議会等と協議いたしまして、金額等についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、この点、今イノシシの駆除、イノシシの捕獲も南伊豆町が県内で一番多いんです。シカに関しては、私も猟期に入って3頭解体に接したことがあるんですが、これはやはり非常に労力がかかるんです。こうしたものが生じているときに、どう生産環境、住環境を守るといふ点で、正面から立ち向かうといふことが必要なんです、その点では、やはり実際にかかわる人の意見を聞いて対応すると。まずそういう取り組みが本当に重要なんだといふことをしていかないと、この地域、先ほど八丈島との比較を出しましたが、我々のところはそういうハンデをしっかりと対処して、そして、農業生産も守っていくといふ構えが必要になるといふふうに思うんです。その点はぜひ町長の考えも答えていただきたいなといふふうに思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今まではイノシシ、あるいはサル等の捕獲ということで、町もそれなりの報償金等の制度を設けて対応してきました。ここ数年、今言われるようなシカの被害があちこちでも非常に頻繁に発生してきているということですから、当然これもイノシシやサルと同じような対策を講じなければならないという認識を持っております。

そこで、この報償金ですが、これは今、課長から説明がありましたように、近隣では西伊豆町のみが対応しているということのようではありますが、ほかの市町は別としても、やはり我が町で独自にこれは当然考えなければならないという思いでおりますので、でき得れば、これらについては新年度予算で反映させていきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 質問の項目の②ですが、同時にイノシシそのものの被害もふえ続けております。この被害防止の啓発は町の広報でもされています。農業従事者に対してもペーパーでされております。それと同時に、さらなる駆除捕獲、住宅や農地に出没するイノシシの駆除推進のために町で捕獲している箱おりは約30基あります。

中国・四国地方を私たちが議会で7年前に視察に行ったところ、先進的なところでは、多いところでは3けたの箱おりを設置して対応しているということもありますが、町で各区に配置している箱おりをさらにふやして対応するということと、もう一つ、事業組合とか、農業組合、あるいは個人で箱おりを設置する場合、今は駆除の電気さくやメッシュさくに対して補助が出ていますが、この箱おりの購入補助をすることで一層の捕獲の推進、それと、駆除従事者、鉄砲の従事者をふやすということは一朝一夕にはできないんですが、わなの狩猟免許の取得に関しては助成をしている自治体もございました。

先日、姉妹都市の塩尻市のJA塩尻の代表がこちらに見えたときに、やはりイノシシの被害の問題、地区に限られているそうですが、深刻だそうです。ぜひ対処の仕方を教えていただきたいということを申されましたが、制度を調べると、向こうでは狩猟免許取得の補助をやっていると、役所の例規に出ていたんですが、そういうことがありましたが、本意でもって趣味、娯楽で狩猟をするということではなくて、地域の環境を守る上で狩猟免許をとらざるを得ないと。また、保険にも入って、私自身も7年間免許保持でやっていますが、免許取得するだけではなくて、狩猟登録で狩猟税というのを払って有害駆除をやるんです。そういう点で、狩猟免許の取得に対する補助等も考えるということで、一層これを促進するという必要があると思いますが、お考えがあれば答えていただきたい。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

こういった有害獣の捕獲ということですが、これは捕獲だけでなく、いわゆるそこで狩猟の免許とか、そういう段階での対応をある程度考えるべきではないかということだと思います。

当然のことながら、今我々も猟友会にお願いをしたりしていますけれども、猟友会もメンバーが減ってきているということも聞いております。やはりそういうことを考えますと、今後そういった面での町としての補助というか、こういったことも当然考えていかなければならないなという思いが今しております。今後また検討していきたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点で直接現場については、現場の声を聞いているかというふう

に思いますが、担当の課長の見解を伺います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ただいま町長が申しあげましたように、免許取得時のその補助、また箱わなの補助、それらにつきましても、目に余る被害になっておりますので、町長申し上げますように、必要性を認識しておりますので、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この野生獣対策に関しては、本質的にどこが終点なのかということがありますけれども、いわゆる生産環境を守って、そして、先ほどの八丈島の例ではありませんが、野生獣と対峙をしながらも生産環境をしっかりと守って、さらにここを向上していくというしっかりとした展望と意欲のもとにこれが成り立つと思うし、現実ある課題に対して、本質的な解決は県ともする必要があるでしょうし、それを求めながらも、今、町に置かれている状況で善処するという回答を得ましたが、ここを私たちも力を合わせてこれを進めるといふふうにしていきたいというふうに思っております。

続いての質問は、産地間交流と地域産業の構築であります。

先ほど予算編成の冒頭で、八丈島の生産の統計を出しました。我が町の生産水準がいろいろな環境から大変先細りになってきた。そういう感はありながらも、この間、町が購入して、厚生省の試験場を廃止をして、開設して、道の駅と今なっている湯の花交流館、この中の農林水産物直売所湯の花の話はこれまでも紹介をしてきました。決してそれぞれ生産者が利益を出すところまでいっているわけではありませんが、しかし、総じての生産額は目立って伸びてきております。そして、行政報告でも出されました杉並区との交流が、一つの事法を築いてくると。

また、10月に議会の姉妹都市塩尻市との交流、この中で視察を行ったJA塩尻市の農協は、産地間交流に非常に意欲的な対応を見せて、そして、実際に11月17日には、向こうからJA塩尻の部長と課長が来て、週明けのイベントに使う干物を漁協で仕入れるとか、その後の湯の花では、向こうの農業生産物の交流をやる具体的な話を詰める話ことができました。

これは具体的に中身はどういうことかということ、塩尻は人口6万8,000人ですが、ご承知のように今の経済状況の中で、産業は伸び悩んでいると。しかしながら、どこかに活

路を求めていきたい。私たちの町は人口が9,600人です。アクセスも大変だということはだれしのご承知ですが、こちらが向こうに行くよりも早く、向こうは人口が少ないところでも、姉妹都市のその交流の中で少しでも販路を開いていきたいと。塩尻のワインや、あるいは農産物を売るつながり、姉妹都市との交流などのあらゆるつながりを生かしてやっていきたい。そういう強い意欲のあらわれです。

杉並区の例もそうですが、これは商店街連合会、東京都の副会長をやっている杉並区の理事長が、東京でも商店街が疲弊をしてつぶれていて、東京の大都市であっても高齢化が進んで買い物難民がふえている。そういうところで東京の商店を活性化させていく。本当に零細の焦点を活性化させていくために皆さんの力を借りたいと。つながりがある自治体、その人とのつながりを生かしながら、構造改革の前にあった当たり前の人間の社会生活、身近なところに商店があって、そして買い物ができる安心した地域社会です。消費ができる環境をつくるそのきっかけを取り戻したいという強い意欲のあらわれでありました。

さらにこれに加えて、私が先ほど話をした先週視察に行く機会があった八丈島、ここが離島であって、容易には観光客の数が受け入れることはできない。空路、あるいは船でしか行けない。宿泊人数が十数万千人。南伊豆町が減った減ったとは言っても二十数万人の観光客がある。その中で考えれば、八丈島は観光客の消費統計が41億円あります。宿泊代に食事代、お土産等々、これが町内に生産する環境があってこそそれができるし、さらにインターネットでの農産物の販売、水産物の販売は盛んであります。そうしたことをしっかりと位置づけて、町内の生産を喚起をしていく。ここが今後非常に重要であるし、私たちの町の足元を見詰めていくきっかけになるのではないかというふうに思いますが、この点に関して町長、担当課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） このつながりのある自治体、産業団体等との積極的な経済交流ということではありますが、これは私、午前中の行政報告でも報告させていただきました杉並区のアンテナショップですが、当町にはご承知のように、杉並区の保養施設、健康学園があります。そういった意味で、もう前から町としては杉並区とはいろいろつながり、ゆかりがあるわけですけれども、この杉並区に全国でゆかりのある12の市町村の特産品を集めたものが、午前中に行政報告で申し上げたような形で、今売られているということでもあります。これも一つはまさに経済交流でありまして、当町も申し上げたようなことで、これに参加している

わけであります。

そして、今申されたように、さらに姉妹都市である塩尻市、あるいは横浜市の臨海学園などもあります。これらはそれぞれいろいろな団体であるとか、その他、いわゆる人的な交流というのは行われておりますけれども、今の杉並区のような経済的な交流につきましては、ごく一部、塩尻市あたりはフェスタ南伊豆等で即売に来ていただいておりますけれども、限られております。今後こういった杉並区等の事例と同じような民間同士の都市交流であるとか、あるいは議員の言われるような塩尻市などの産地間交流について、民間レベルでの交流が図られるような方策を検討していきたいという考えでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） この点に関して、担当課長の見解をあわせてお答え願います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 産地間交流につきましては、議員、また町長が申し上げましたけれども、杉並区のふるさと交流市場、それから、JAの塩尻市との経済交流というのは始まったばかりでございますけれども、町内に施設のある横浜市、また、先般視察いたしました八丈島、これらを含めまして、これから交流を大きく育てて、そして、南伊豆の生産者の将来展望を切り開きますとともに、交流相手の商店街ですとか、消費者、それから農家の経済発展につなげていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 確かに、課長言われましたように、八丈島もそうなんです。向こうで案内をしてくれた課長が、副町長も次の日会いましたけれども、この交流がさらに発展して、そういう交流ができればいいなという話も実際に行いました。すぐに姉妹都市とかそういうことではなくて、民間レベルの交流、同時に私はそういう交流をもとにした場合に、今までは物をつくっても売り場がない。そういう閉塞感にとらわれていたわけですが、今後一層そういうところを視野に入れた場合に、また駆け出しのところではありますけれども、農業生産、林産物や水産物の生産に対して、本腰を入れた生産指導をできるかどうか、そこが重要だというふうに思うんです。それを進めて、これは南伊豆の力でもってすれば十分可能

だと。一朝一夕ではありませんが、その自負を着実に進めていく、生産環境を整えていく。調整も含めてやっていくことが必要だというふうに思います。

この交流に関しては、私は単に農業関係や水産——水産のほうはまだ弱いですが、それと商工関係のほうに関しても、やはり研さんと本当に特産物をつくっていくんだと、生産品をつくっていくんだという意欲を進める上でも、連携と交流、この間商工会が進めているまちづくりプロジェクトに関して、工学院大学の西森研究室の中間報告に、研究室のほうかに呼ばれて拝聴してまいりましたが、弓ヶ浜や妻良、そして、観光交流館や下田の商店街に関しても振興の提案をされています。

こうしたものを見ると、第三者の目から真摯な取り組みの提案があります。すべてができるということではなしにしても、主体がそういう意欲を持ってそれに接することで、新たな目と切り口を見つけることができるのではないかというふうに思います。そういう点で、改めて担当の部署として、こういう産業を育てていく、構築していく点での意欲、意識が求められていると思いますが、その点についての見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 先ほども申し上げましたけれども、これが一次産業、農林漁業でなく、また二次産業の商業・工業、またその策を、これらを産地間経済交流でこの交流を大きく育てまして、そして、南伊豆の、また交流相手方の経済発展につなげていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 役場の職員もぎりぎりの体制に絞っているのですが、大変だと思いますが、現場とも協力して、生産体制、そういうところにも力を配分する、そういうこともぜひ考えていただきたいと。もちろん求めるだけではなくて、ともにやっていくというそういうつもりであります。

最後に4点目は、予防医療施策の拡大と共立湊病院の跡地対策に関してですが、私はこの予算編成のところから、獣害対策とか、産業関係の問題でずっと質問しております。もちろんそれは、元気なところ、町内でも本当に馬力があるところが前向きに、建設的に物事を取り組むことで、全体で疲弊している経済の中で全体を励まして、町を力づけていくということ、これが欠かせないからであります。そうした上で、今年度は医療や高齢者や、これまで

福祉の問題も底上げをずっと提案してまいりましたが、先ほど今年度の肺炎球菌ワクチンの助成に続いて、子宮頸がんワクチンなどを検討しているということでありましたが、小児肺炎球菌ワクチンとか、あるいはそれ以上に肺炎球菌ワクチンそのものの助成額の拡大等々はどのように考えられているか。

肺炎球菌ワクチンは、現状、平成22年度8月から始まったわけですが、実施の状況と内容、これは助成制度はあったけれども、私も結構宣伝はしているんだけど、1回の負担がやはり多いという声が、どうしてもこういう経済環境の中であるもので、それでいっそのことそういう点では、先ほどの財政の問題で、ことし庁舎建設とかいろいろやりましたけれども、この問題に関して、安心して暮らせる環境をつくる点ではもう少し上乘せし、使いやすくしてもいいのではないかと。それほどのべらぼうな負担になるわけではないというふうに見ているんです。

これは1番目の予算編成と財政計画の中でも、今回見たように庁舎建設、全体の基金合計から6億6,000万円の基金を減らした場合に、将来財政見通しのパーセンテージは若干上がるんですけども、この間、基金も財調も若干積んできたり、無駄づかいをしないでやっていくということがありましたけれども、肺炎球菌ワクチンの助成額引き上げ等々はそれほどの額ではないというふうに思うんです。そこら辺を見てもいいのではないかとということが一つ。

もう一つは、そういう環境で予防医療を進めて、安心して生活できる環境を進めるということと同時に、共立湊病院の移転後、診療所はつくりましますけれども、あそこの跡地に、私の提案では看護学校の誘致をしたらどうかと。これはもちろん首長間との協議や組合議会でもありますけれども、看護師が全国的にも不足している中で、かつて湊病院には看護学校があった時代があります。看護学校を誘致をすること、そして、その環境を医療福祉のベースにするということも述べられていましたが、今不足しているリハビリ環境、温泉を生かしたりハビリ環境も、その提供の場にするべきだというふうに思いますが、まず、跡地に関して看護学校の誘致の検討、これはそういうことを実施したところで、オファーが大変あったという実績がこの間上がっております。この2点、ワクチン助成と新たなワクチン、子宮頸がんがありました、小児肺炎球菌ワクチン等々の対応、助成額拡大、お答えしていただきたいと思えます。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） まず、私から共立湊病院の跡地の関係についてお答えをして、前段は担当課長から答弁させます。

この共立湊病院の跡地利用につきましては、先ほどのご質問でもありました。今、議員の言われるのは、看護学校という具体的な提案であります。ご承知のように、この病院の敷地というのは、あくまでもこれは病院組合の所有地であります。したがって、これらの利活用等は多くの方々からご意見をいただくということになろうかと思えます。先ほどもお答えしましたけれども、第三者委員会等の設置も含めて今後組合の内部で検討させていただきたいと思えます。その中で看護学校という具体的な固有名詞が出てきておりますけれども、これらについても実現性などよく精査をして、しかるべきときに協議をしてまいりたいという思いでおります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、前段のワクチン接種のほうについてお答えいたします。

本年度は高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成の導入をいたしました。11月末現在で347名、これは本町の高齢者の約1割に相当しますけれども、その方が申請をし、予約によりまして、順次個別接種を受けています。

今回接種された方の再接種は5年後以降となるため、平成23年度の接種助成については、今後も同程度を見込んでおりますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、現在3,000円の助成をしておりますが、その増額につきましては検討をさせていただきたいと思っております。

それから、平成23年度の新規事業につきましては、子宮頸がんワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン接種事業の導入を計画しております。

子宮頸がんワクチン接種事業は、若い年代の子宮頸がんの増加、特に30歳代の子宮頸がん死亡数の急増傾向にある現状から、できるだけ若い年代からの予防対策にとりかかるという趣旨で、中学生の段階でのワクチン接種及び二十歳からのがん検診で予防対策に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、感染症の予防ワクチン接種事業について申し上げます。

まず、小児用肺炎球菌ワクチンですが、このワクチンは小児の肺炎球菌感染症、これは細菌性髄膜炎などでございますけれども、これを予防するものであります。接種に当たっては、

インフルエンザ菌B型——このインフルエンザ菌B型というのは、今話題の新型インフルエンザとは全く別なものですけれども、インフルエンザ菌B型による細菌性髄膜炎を予防する通称ヒブワクチンとともに接種することで、細菌性髄膜炎予防に非常に有効とされているものでございます。

以上3種のワクチン接種については、いずれも任意接種であり、1人当たり3回から4回の接種で完了となりますので、接種費用も高額となりますけれども、予防医療の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 横嶋君。

〔11番 横嶋隆二君登壇〕

○11番（横嶋隆二君） 町長、この新たな接種に関して、少子化対策の観点から、助成額に関しては、ぜひ町民の負担を軽減することで対応していただきたいという要望をして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 横嶋隆二君の質問を終わります。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（漆田 修君） 6番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目に、共立湊病院についての質問でございます。

午前中からいろいろな質問がございましたけれども、共立湊病院、今、二次救急等行われておりますが、問題は町内の一次救急は今後どうなっていくのか。一次救急というのは、近くの医院さんで行うのが普通なんですけれども、今町内の救急関係は、実際は共立湊病院へ一次救急の形で行ってしまっていると思います。そうした救急を考えたときに、前回もやりましたけれども、一次救急は町が考えなければいけない事業だということになってきていると思うんです、その中で、町長答弁等でも、「賀茂医師会と相談して行っていく」という答弁が毎回ありますけれども、でも、共立湊病院がなくなった段階で、ではどうしていくのかと

いう町民の方々の心配があるのではなかろうか。その中から今回の共立湊病院の町民から不安の言葉が出てくるのではないかなと考えますけれども、その中で、町内の一次救急はこれから町長としてどう考えていかれるのかお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） この救急の問題は、二次救急もちろんそうですし、一次救急という重要な医療の分野での問題にあります。今回の病院問題で、この一次救急は共立湊病院で相当扱っていているようなことが確かにあります。そうすると、あそこの病院がなくなるという心配がもちろんあると思います。これらについては、午前中からもお答えしておりますように、あそこには新たな診療所を継続して設置するということになりますので、そこで行う一次救急での対応と、既にある町内の医療機関で、もちろん継続して一次救急はやっていただくと。

ただ、言われるのは、今まで共立湊病院が扱っていた二次救急であって、病院であっても一次救急を相当扱っていたわけです。その分がということですがけれども、それらについては、確かに不安な面もあると思います。これらについては、できる限り賀茂医師会とよく話し合いをしながら、町内のそれぞれの医療機関で対応をお願いするような議論になると思いますので、それについてはそういうことで対応していきたいと思います。

それから、一次救急の土曜の午後、あるいは日曜、祝祭日、夜間、こういった問題があります。これも前々からいろいろ議論され、問題になっておりますけれども、これも賀茂医師会の提案した東部へ、あるいは西部へ、あるいは下田、南伊豆へといういろいろ案が前に示されましたけれども、なかなかこれも負担金の問題やらで、合意に達せないでそのまま継続になっております。ですので、そういう問題も、もちろんこれは賀茂医師会とよく話し合いをしながら詰めていかないと、今の在宅輪番制、これをお願いしておるわけですがけれども、これらについても今後関係方面とよく協議しながら体制を考えていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 賀茂医師会と相談していくという話なんですけれども、町長としても、今回、共立湊病院が移動することについての町内の不安が十分大きい形があるという中で、

医師会の方々とも十分相談していただいて、また、検討していただいて、南伊豆の町民が一次救急のほうをうまくいく方法を考えていただきたいなと思います。そうしてもらいたいと思います。

それで、つい最近新聞で、医者に行くまで1時間以上かかるところが、当南伊豆町に2カ所あるという話の記事がございました。私は読みましたが、何か2週間ほど前で、新聞を探したんですけれどもなかったんです。天神原とその前の地区のところが医療機関まで交通機関を使うと1時間以上かかると。そういうところは医療過疎と言うという形の新聞記事がございまして、その中にちゃんと天神原地区と書いてあったものですから、それを私もコピーするのを忘れましたので、探してもなかったんですけれども、そういう医療過疎地域もあるという形を考えたときに、こういう医療バスだけでなく、また何か新たな方策も考えていかなければいけないのかなと思って考えますけれども、町長、それについてどう考えますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

この問題は難しい問題で、確かにそういう地域が、我が町では町の地形上、いわゆる遠隔の地があります。これらが確かに高齢化が進む中で今後の問題になってくると思いますが、それらについても、今進めている患者輸送バスも含めて検討していきたいという思いであります。

それから、先ほどの救急の中で、ちょっと一言申し上げ忘れてましたけれども、今度のあの共立湊病院の指定管理者が、来年4月からSMAにお願いすることになったということです。この救急の問題もそこで引き続いて、二次救急がもちろん中心ですけれども、一次救急も扱っていただくということになると思います。ただ、今までもそうですけれども、やはりこれを受診する方の協力もある程度必要ではないかなという思いがしております。

限られた病院のスタッフの中で、二次救急業務がより仕事が進めやすいようにするには、やはり受診者もある程度の選別をしてといいますか、そういった協力も必要になってくるのではないかなという思いがしております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 一次救急、これは大変ですけれども、お願いいたします。

それで、2つ目の共立湊病院の現在地、皆さんほかの人は、町長もそうなんですけれども、跡地とかと言っていますけれども、今現在あるものですから、現在地という言葉がやはり南伊豆町民としては使うのが筋ではないかなと私は思うものですから、現在地という言葉を使います。

現在地をこれから1年半後、どうしていくのか。診療所をつくるという話もございますけれども、診療所だけではなく、あの大きな面積の土地を今後どうしていくのか。地元の町長としてどういう考えがあるのか。そういうものがない限りは、新しいところへ建ててもいいんですけれども、診療所だけではなくて、新たなものが何かあるんだという形を言っていたきたいなと思うんですけれども、そういう形は何か考えられておられますか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

まず、結論から言いますと、あそこで何をどうという私としてもまだ個人的に考えを持っておりません。何しろ今は、午前中からいろいろ出ています共立湊病院の問題で頭がいっぱいです。それで、あの恵まれた敷地を、あの病院がなくなった後に、果たして診療所だけでいいのかということをももちろんこれは考えなければならないし、共有地とはいっても町内にある土地ですので、それなりに地元の要望を大きく反映してもらえるような、いわゆる清水議員の言葉で言うと、現在地利用を考えていかなければならないという思いは持っております。

ですので、これは先ほど申し上げたように、第三者委員会を立ち上げるか、あるいはまだわかりませんが、そうなったとしても、そういう面での地元としての要望というのは、大きく我々はその場に意見として出させていただくということに当然してまいりたいというふうに思っております。今言えるのはその程度で、まだ具体的にあそこへ何をということは考えておりません。ただ、今ある診療所、それから老健施設、そして周りには特養施設等もありますから、医療ゾーン、医療福祉ゾーン、そういうことで、先ほど出た看護学校その一つだと思います。そういうことでいくのかなというふうに総論としては思っていますけれども、具体的にはまだ考えは持っておりません。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） これから考えていくという話なんですけれども、その中で一つ聞き忘れたんですけれども、診療所といたしましても、いろいろな診療所があると思います。医師が1名しかおられないとか、あるいは二、三名おられるとかという診療所がございますけれども、その中でやはり病院があった後だから、お医者さんが2名、3名おられて、夜遅くまで、あるいは救急を受けてもらえると。あるいはその中で、やはりそのお医者さんがいるんですけども、担当の科があって、その中にあってはリハビリ専門のお医者さんがおられると。あそこの温泉を使ってですね、通院で現在地へ来てもらうという形も考えられると思うんですけれども、その診療所のあり方等の検討等はどのようなふうに検討されておりますか。それともなかったからこれから考えていかれるのか。SMAとこれから検討していくのか。そういう最低限、医療スタッフの関係はどうなっておられるのかをお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今度のSMAにお願いすることに先日なっただけで、この病院のほうは大体100床規模でと、先ほど申し上げた規模になると思います。そこで、診療所も当然お願いをするということになりますけれども、この診療所の内容について、具体的にまだ詰めて、私は把握しておりません。今言われる医師の数であるとか、医療スタッフがどういった人数で、どういった対応という具体的なまだ話を相談をしておりませんので、これからそれはSMAとよく協議しながら、診療所とはいってもできる限り地域の医療需要にこたえられるような診療所にしていきたいというふうに思っております。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 地域の医療需要の関係とかといたしましても、それは先ほど町長が答弁された医療福祉ゾーンとしても、やはり人がいっぱいいたほうがいいだろうという考えのもとだと思うものですから、それはいい話だと思うんですけれども、でもこの診療所になっても、今の湊の現在地をよりよいものにしていきたいということで、先ほど答弁の中でも、第三者委員会でやっていきたいとかという話がありましたけれども、やはり地域の町、南伊豆町にあるわけですから、地元の人が出て話をしないことには、やはりいいものができてこないのではないかなと。他の市町村の方も来られてもいいんですけれども、それで理想的な案があって、その中から出てくる可能性もありますけれども、やはり地元の人が必要ではな

いかなど。私は検討委員会も立ち上げたらはどうかというつもりで、今これを質問していたんですけれども、先ほど第三者委員会でやっていくという話もございましたので、ちょっと控えめにしゃべっているんですけれども、第三者委員会にいくまえのまた検討委員会みたいな形を、町内でも、また湊の現在地の利用という形をやっていくことも必要ではないかなど。そのまま第三者委員会までもやって、町内で検討委員会をもう一回やっておいて、それで第三者委員会に持っていくという話にはできないのかなと思うものですから、それについての町長の考えはどうでしょうか。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 今言われるようなことも含めて、今後検討をさせていただきます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） わかりました。では、共立湊病院問題あたりは町長に任せますので。任せるといふか、私も言いますけれども、いい方向に持って行っていただきたいと思います。続きまして、産業振興の取り組みについてお伺いいたします。

日本国じゅう、何か知らないですけれども、デフレスパイラルで不景気だという話がございまして、南伊豆町も思いっきり不景気の状況ではないかなど。景気のいいところもあると思うんですけれども、なかなか景気がよくないと。その中で、南伊豆町はこれから全国のほかの市町村に負けないように、振興産業育成等を行っていかなければならないとか、今、一番厳しいときに手を抜くと、もうまるっきりおくれしてしまう。一番厳しいときに手を入れておいたほうがその先伸びるといふ形が商売の鉄則でございます。うちなんかも商売が一番厳しいときには、手を入れたからよかったという形があり得るものですから、それをこれからどういうふうにして努力していくのか。そういう産業育成のための取り組みは、あるいは推進はどのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

今、ご承知のように、円高という非常に全国的にこういう傾向の中で、企業もいろいろな形で国外へということで、みんな事業の転換が図られております。県内でも、大手の自動車

メーカーがもう国内での新工場での建設を断念をして、国外へと事業転換を図るということもいわれておりますし、ほかのいろいろな企業も国外で生産をして逆輸入をするといったようなことも今行われております。そういう厳しい中で、我が町もよくそういった状況を認識をしながら、今後の町政運営をしなければならないということを私も認識しておりますし、これも機会あるごとに庁議等でも各幹部職員には話をしておるところであります。

そこで具体的に、では何をということですが、これは我が町の商工団体等に対していろいろ今施策を練っておりますので、それらについては担当課長から説明をさせます。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） 本町内におきましても、厳しい状況は変わっておりません。平成20年度からいろいろ経済対策事業ということで、南伊豆のプレミアム商品券事業、また、利子補給事業、それから町内の宿泊者のプラチナ利用券、また、インバウンド事業等々展開しておるわけでございます。それから、現在におきましても、町単独予算によります中小企業者への短期の経営改善資金と小口資金の利子補給の上乗せの実施、これを続けておるところでございます。

それから、商工会におきましても、商工業の経営改善普及事業としまして、商工業の経営及び技術の合理化指導、また、金融及び信用保証、経営取引指導、また、経営改革等に対応する専門指導員、エキスパートバンクによる相談指導員指導等に力を入れておるところでございます。

観光組合におきましては、とくどく町内めぐりバスの運行、対個人が主流となる新しい形への観光の取り組みを模索しております。農林水産業分野では、アンテナショップの開設、体験農園の整備、食肉加工場開設の検討など、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスなどを念頭に、いわゆる六次産業への取り組み方の模索を推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

[6番 清水清一君登壇]

○6番（清水清一君） いろいろ課長、答弁していただき、ありがとうございました。

その中で、いろいろ商工会とも相談してやるという話がございましたけれども、役場としても町内の産業を町内外の方に知ってもらうような販売促進の強化が必要ではないかなと。商工会だけに任せるだけではなくて、あるいは農協に任せるだけではなくて、町内生産物、いろいろなものがございますけれども、商工会でもやっています、農協でもやっていますけ

れども、生産から加工、あるいは流通、販売までの関係、強化を図るといふ形を町もこれからはやっていかないと、やはり何かここで経営している経営者の方々、工事の方もおられる、あるいはあらゆる種目で商売をやっている方々もおられるんですけども、そういう商売をやっている方々の強化の中の一つとして、町内生産物の販売強化は、商工会、あるいは農協任せではなくて町としてももう少し何か必要ではないかなと私は考えるんですが、町長、あるいは担当課長の見解をお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ②番の農林水産業の育成、また有効活用、整備の取り組み、推進はということと申しますけれども、農業振興施策につきましては、安全で安心な食の確保と地産地消の推進と考えております。

湯の花観光交流館内の農林水産物直売所湯の花は、生産者、また売上高ともに関係者のご努力で増加しており、南伊豆町の魅力アップ、幅広い経済効果など産業全体に多大な貢献をしております。また、農業振興会におきましては、杉並区内にアンテナショップを開設するなど、地場産品の販路拡大、都市交流の新たな展開がなされているところでございます。

また、次に、新規就労者の受け入れ及び耕作放棄地対策でございますけれども、昨年度から新規就農者の確保を図るために、他産業から農業を志す青年等を研修生として募集しまして、南伊豆町内の先進的な農業経営者のもとで、1年間栽培技術や農業経営について習得しまして、研修終了後、南伊豆町内で自立就農する頑張る新農業人支援事業を実施しております。1名が研修中で、本年度も1名の研修生の受け入れが決まっております。このほか県内で研修中の新規就農者も、南伊豆町内で就農を希望しており、平成23年には町内で自立就農する予定でございます。

また、町内で研修中の就農予定者及び本年度研修予定者につきましては、現在耕作放棄地となっております農地を活用しての就農でありまして、約80アールの耕作放棄地解消が見込まれ、このほか農業法人におきましては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用によりまして、27アールの水田の復活など約1ヘクタールの再生利用がなされております。

次に、農産物の被害が増加しております有害鳥獣対策におきましては、有害獣の駆除、捕獲並びに県の緊急雇用対策事業による捕獲によりまして、10月末現在で340頭のイノシシを捕獲しております。今後もシカ、サル等含め、有害鳥獣の被害防止、駆除捕獲を推進し、野生獣肉等の処理加工施設の設置、また、新たな箱わな購入助成制度などの検討をまいります。

林業関係におきましては、林業の低迷等によりまして、手入れが行き届かなくなって放置されました荒廃した森林がふえております。これらの荒廃した森林の再生を目指すために、森林整備計画ですとか、特定間伐促進計画を策定しまして、森林整備地域活動交付金事業、森の力再生事業などの事業を展開しておるところでございます。

これは参考までに、平成19年度では13件で17.57ヘクタール、4,827万円、平成20年度ですと、15件で5.04ヘクタール、4,173万9,000円、平成21年度では4.3ヘクタール、15件、8,147万7,000円の事業を実施しておりまして、平成22年度におきましても、昨年同様の森林関係の事業量を予定しております。

水産業につきましても、従来から実施しております稚貝稚魚放流事業の実施、各地区観光協会でスタートしました漁村の研修生の受け入れ事業におきましても、観光協会でパンフレットを作成しまして、エージェント向けに発信しております。さらなる受け入れ活動を展開しておるところでございます。

このほか海の環境を守る南伊豆海清掃、黒潮フィッシング大会、教育委員会と漁協青年部の共催の水産教室を実施しております。今後におきましても、国・県、漁協南伊豆支所などの水産業関係などと連携しまして、水産業の振興に取り組んでまいりたい所存でございます。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） いろいろありがとうございます。

その中で新規就農者の形があるということで、今年度か、あるいは来年度にかけて、来年から再来年度にかけて、加納とか、石井に大きな温室が建つという話は私も同業者ですから知っているわけですがけれども、若い人が来て、30歳前後の方々にハウスをやるということを知っています。

そういう形も大変いい話だなと思うんですが、そのためにも、町としてもそういう方々に対してはいろいろ相談に乗っていただきたいなと思いますから、よろしく願いいたします。

その中で、また農林水産業について今聞いたんですけれども、観光資源の有効活用という形では、産業観光課のほうでは、観光資源としてどのようなものを考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君） ③番の観光資源の有効活用、整備の取り組み、推進はということでございますけれども、当町には伊豆半島最南端の石廊崎を初めとしまして、数え切れないほどの美しい自然が存在しております。観光立町を標榜する本町にとりまして、一つ一つかけがえのない観光資源であると考えております。

観光振興の新たな取り組みとしまして、まず、ジオパーク構想がございます。川勝静岡県知事は、伊豆半島ジオパーク構想を平成21年に表明いたしまして、これを受け、本年2月、伊東市で開催された伊豆半島6市6町の首長による伊豆半島サミットにおきまして、伊豆半島ジオパーク構想への取り組みが話し合われまして、6月開催の伊豆半島全域のジオパーク研究会が当町を含め伊豆半島各地におきまして開催されておるところでございます。今後は、平成23年度中に伊東市を事務局としまして、6市6町によります（仮称）伊豆半島ジオパーク協議会を立ち上げまして、平成24年度中の認定を目指しております。

次に、本町最大の観光資源であります海の新しい活用の形としまして、本年度からオープンウォータースイミングの普及に取り組んでおります。6月13日には、第1回の伊豆国立公園・弓ヶ浜オープンウォータースイミングレース大会を開催し、関東圏在住者を中心に130人の選手の参加者を得ました。

また、10月3日には、第1回南伊豆弓ヶ浜アクアスロン大会を開催し、こちらも関東圏在住者を中心に、160人の選手の参加を得ております。

新年度におきましては、この2事業に加え、国際大会の誘致、公認練習コースの開設などに向け、地元等と調整を続けていく予定でございます。

3点目としまして地域特有の文化財を重要な観光資源及び地域振興資源の一つであると認識しております。本年1月、子浦の三番叟で使用されます人形芝居用具は国の有形民俗文化財に県内で初めて登録されました。また、小稲の虎舞につきましては、上海万博に出演しまして、好評を得たところでございます。このように先人から引き継いだ貴重な文化財につきまして、町としての対峙の仕方について検討を重ね、保存のお手伝いをするだけでなく、利活用による地域振興等についても前向きに考えてまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） いろいろ答弁、るるございました。

観光的に見た石廊崎からるる景色がいいとかという話がございました。ジオパーク構想も

いい話でございますので、それをいろいろ盛っていただいて、また、町民にもいろいろ宣伝していけたらなど。町のほうからもいろいろ広報紙みたいな形で宣伝していただきたいなと思います。

また、ウォータースイミングのほうの国際大会を誘致した形でございますけれども、昔、弓ヶ浜を対象にした自転車も入った大会がございますけれども、それを申込みできないかという話が来たんですけれども、できないという形で断ったという経緯がございますから、この国際大会を常時開けるような形で誘致できたらなど。なぜかという、その国際大会が国内でも一番目とは言わないけれども、2番目、3番目で南伊豆町が行ったという形であって、それが常設になると、レディースカップがなくなってから久しいものですから、レディースカップの公認コースをまたもう一回公認してやったら、またきちんとした公認コースとして使えるわけですから、そういうものを考えていっていただきたいと思いますので、担当課長、あるいは町長等もいろいろこれから考えていっていただきたいと思いますので、それについてはよろしくお願ひいたしますということで、答弁をお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 1点だけお答えいたします。

今後の継続につきましては、明日、明後日、補正予算の中で1点100万円、宣伝費を計上させていただきました。これはオープンウォータースイミングの国際大会に向けての国際的な情報発信のための宣伝費用ということで計上させていただいております。明後日また検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に回らせていただきます。

町の財務諸表及びその分析についてという形で質問させていただきます。

南伊豆町の財政状況という形で、ことし3月に、バランスシートと行政コスト計算書ができておって、ファックスされて私見ておりますけれども、これらの財務諸表を見ることによって行政力の強化の一つとして、これを分析することによって町の行政として運用できるのではないかなと考えますけれども、この財務諸表を見て次年度の予算にどのような形で反映させていくのかということを知りたいと思うんですけれども、つくっただけでただ単なる記

録ではないわけで、やはり決算を、あるいはこの財務諸表をみただけで、次年度はどうしていくのかという形が必要だと思っただけでも、これらを見てどういうふうなバランスシート、あるいは行政コスト計算書によって行くのかと。一応それが町の考えではないかと。これまではこうだったんだけど、これからはこうしていきたいという話を聞きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） お答えいたします。

先ほど稲葉議員のところでもちょっとアセットマネジメントとか、ファシリティマネジメントのことを申し上げました。確かに南伊豆町の財政状況ということで、議員の手元にも届いていると思います。その中に貸借対照表、バランスシート、行政コスト計算書等が入っております。これは確かにつくただけでは何も役に立たないわけですが、これを一切どうやって施策に反映していくのかというのが重要な問題になると思います。そこで登場してくるのがマネジメントだと思います。

そういったことで、ただ長い歴史の中でなかなかそういったことに着手できなかったという部分が正直なところあります。それで、平成21年度の決算の中でも説明させていただきましたけれども、財産管理費の中で町営の全筆調査1,100万円で行いました。そういったことが一つ、それから、ここでことし3月に総合計画、それで、9月に過疎計画等ができたわけですが、そういった過疎計画、総合計画、各種事業をもとに、今財政部局が将来の財政予測を立てております。まだ皆さんに公表できるような資料ではありませんので、ちょっと数字ははっきり申しませんが、どうしても財政規模としては縮小傾向であります。ことしと来年と大きな建物が建ちますから、ちょっとことしと来年は別としましても、縮小傾向であります。

それで、では今後縮小傾向、人口が減る中、納税者が減る中でどうしていくのか。そういう中で、そこでアセットマネジメントとか、ファシリティマネジメントが出てくるわけですが、そういったものを極端な場合、100ある橋をどうやって維持していくのか。事によっては100ある橋を5つ廃止してしまうんだとか、10ある漁港を1つ廃止するんだとかと、そういったことまで踏み込んでいかなければならない。そういったことに踏み込むため、残すため、平準化するため、いろいろな使い方はあると思うんですが、そういったもののために活用していきたい。そのためにはまずそういったものを皆さんに公表して、説明責任を果たしていかなければならない。この説明責任を果たした中で、行政だけ、議会だけではなく

て、自分に及ぶ中で説明責任を果たしながら事業を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 総務課長、大変偉い答弁で、格好よく見えましたけれども、それでいいんですけれども、よろしく願いいたします。

こういう形になったんですけれども、私も内容を分析したんですけれども、ここではいつもちょっと聞きにくいですから聞かないんですけれども、これは平成20年度のものになっておるものですから、平成21年度の決算を踏まえてのこの諸表はいつごろつくる予定なのか。また、先ほど全筆調査がやられたというんですけれども、資産台帳等はいつごろつくられるのか。そういうことについてお伺いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） ことし3月、年度が前年度末にやっとうこういうふうにこぎつけたということで、時期的には同じころになるのかなというふうに考えております。

それで、全筆調査が終わったといっても、調査して、ではそれがイコール資産台帳になるかという、なかなかそうイコールにならないところもあります。そういったことを含めて、もう少し時間をいただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） このバランスシート、あるいは行政コスト計算書、損益計算書ですけれども、これらに踏まえて、係長以上の職員を対象にして、これの勉強会等は行う予定等、やったほうがいいのではないかなと。一応この書類も読めるような形にしておいたほうがいいのではないかなと思うものですから、町長、それについてどういうふうに考えておられますか。

総務課長でいいですから。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 財政状況、バランスシートに限らず、職員の資質向上というのは限られた職員の中で今まで以上の仕事をしていかなければならないというので、我々に課せ

られた責務であると。負託にこたえるためには当然必要であるというふうに考えています。来年度以降、職員の資質向上というのを重要課題の一つに考えております。人事についてもそれを含めて検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（漆田 修君） 清水君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） 今の形で勉強していただきたいし、私も勉強するんですけども、これで最後の質問にしたいと思うんですけども、町長に答弁願う形で、町の財政、あるいは行政運営はやはり町の企業としての考えで運営していただくためにも、こういう財政状況、数値等を利用して、あるいはこれからのまちづくりに当然使っていくという形で答弁されると思うんですけども、その答弁をお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） お答えします。

先日、新年度の予算編成の示達を行いました。そこで、私はいつも言っていることですが、やはり一般の社会のいろいろな企業であるとか、そういったもろもろの情勢をよくまず認識をして、そして、いわゆる経営覚悟をもってそれぞれの自分の分野だけでなく、幅広く全町をよく認識をしながら、今どういう状態に町があるのかということをもまず頭に入れながら、それぞれの部署で予算編成に当たってほしいということを示達をしました。ですので、今、清水議員が言われるように、職員にも機会あるごとに、今後もそういったことをまず念頭に置きながら取り組むように指導していきたいという思いであります。

○6番（清水清一君） では終わります。どうもありがとうございました。

○議長（漆田 修君） 清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳

平成22年12月南伊豆町議会定例会

議事日程(第2号)

平成22年12月10日(金)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議第81号 南伊豆町道路線の認定について
- 日程第 3 議第82号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 4 議第83号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議第84号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議第85号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第86号 平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第87号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 発議第6号 シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書
- 日程第10 発議第7号 TPPに関する意見書
- 日程第11 発議第8号 中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議
- 日程第12 閉会中の継続調査申出書について
- 日程第13 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	竹河十九巳君	2番	谷正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
6番	清水清一君	7番	梅本和熙君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	横嶋隆二君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	教育長	渡邊浩君
総務課長	松本恒明君	企画調整課長	藤原富雄君
建設課長	飯泉孝雄君	産業観光課長	山田昌平君
町民課長	山本信三君	健康福祉課長	大年清一君
教委事務局長	大野寛君	上下水道課長	山田稔君
会計管理者	奥村豊君	総務係長	大野孝行君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	栗田忠蔵	主幹	大年美文
--------	------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（漆田 修君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しております。

これより平成22年12月南伊豆町議会定例会を開会します。

議事日程は印刷配付したとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（漆田 修君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

1 1 番議員 横 嶋 隆 二 君

1 番議員 竹 河 十九巳 君

◎議第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） これより議案審議に入ります。

議第81号 南伊豆町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） それでは、議第81号 南伊豆町道路線の認定につきまして提案理由を申し上げます。

県道下田南伊豆線の岩殿バイパスは、平成19年4月に完成し、供用開始されました。バイパス開通後には、旧道部分を町道に認定する協定を締結しており、この協定に基づき、旧県

道部分を町道に移管する手続を静岡県と進めてきました。このたび、静岡県から移管手続等が完了したとの通知がありましたので、この路線を町道として認定するものであります。このため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） 議第81号 町道の認定につきまして内容説明をさせていただきます。

次のページの平面図をごらんください。

平面図の中で、赤く塗られた部分が新たに町道岩殿線として認定したい路線です。この路線は、県道下田南伊豆線岩殿バイパス建設に伴い、新設された岩殿町付近を起点としてツチヤ宅前を終点とする延長333.6メートルの旧県道部分です。バイパスの完成に伴い、県から町に移管されるもので、バイパスが開通してから3年半が経過しておりますが、県において未登記の道路用地や境界確定の処理に時間を要したため、この移管手続がおくれていました。

今回、この路線を認定することにより、町道の路線総数は695路線、総延長230キロ451メートルとなります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 今、課長のほうから言われたのでわかるんですけども、この路線の岩殿の入り口からあの辺青野川という表示があるところの左、こっちから行くと右側、岩盤が出ていて、ちょうど固い岩だというような記憶あるんですけども、その辺の防災だとか、それで排水関係、そういうものはもうあれですか、チェックというか、一応町道にしても、今後そういうものの維持だとか、それには支障がないというような状況になっていますでしょうか。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えします。

今、議員ご指摘のところは、諏訪神社のところだと思います。それで、岩盤が露出していますけれども、ここにはネットがかかっています。防災工事は、以前から済んでいるところであります。

それ以外にも、土木の維持管理課及び工事課と一緒に、再度この認定に伴いまして現地調査をして、悪い部分は補修していただいております。

以上です。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） あの路線についてお聞きします。

今、稲葉議員がお聞きになったところも現にそうなんですけれども、あそこに橋がありますね。あれの耐久性といいますか、あとあそこが町道になったときにだめになってやると金がかかるので、今のうちなら県に改修してもらい、きれいにしてもらおうとかというようなことができるのか、その辺のチェックもすべて終わったということで、それをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） お答えします。

一応、県のほうと現状確認はしました。ただ、これから何年もつのか、過重はどれだけあるのかという道路台帳上のデータはもらいますけれども、現状見た限り問題はないと思われ

ます。

以上です。

○議長（漆田 修君） 渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） もちろん、見てというのは構わないんですけれども、その辺のことのチェックをね、今橋梁というのは随分見直されているところがありますね、古い橋梁、全国的にも。そういった面で、私はこの辺のチェックをもう一度確かめていただいたほうがいいんじゃないのかなということを、とりあえずは要望しておきます。後でお金のかかることになるので、その辺で。

○議長（漆田 修君） 建設課長。

○建設課長（飯泉孝雄君） 今、ご指摘の関係ですけれども、県の土木のほうとよく協議しながら、今後つくっていきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第81号 南伊豆町道路線の認定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第81号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第82号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第82号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

補正予算額9,753万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億9,675万5,000円とするものであります。

補正の主なものは、第2款1項6目企画費、企画調整事務に1,264万8,000円、同4項3目各種選挙費に100万円、第3款2項1目社会福祉総務費に1,801万9,000円、同2項2目児童福祉施設費に1,875万5,000円、第4款3項1目上水道費に3,332万円などを計上いたしました。

た。

また、これらの歳出に対応する財源として、第11款地方交付税7,094万2,000円、第15款国庫支出金1,050万9,000円、第16款県支出金613万8,000円及び第21款諸収入956万1,000円などが主なものであります。

内容につきましては、総務課長から詳細を説明させますので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、議第82号の内容説明をさせていただきたいと思います。

15ページから説明させていただきたいと思います。

15ページで、歳出の第1款1項1目議会費でございます。議会事務ということで、職員手当等、共済費等の減額、報酬等の減額が主なものでございますが、議員1人分減額ということでございます。

次のページを開いていただきたいと思います。

2款1項1目一般管理費でございます。一般管理費の中の一般管理事務でございますが、職員手当、共済費等がありますが、これは人事院勧告の関係ではございません。職員の異動ですとか、共済組合の追加費用に伴うものでございます。以下、同様でございますので、説明は省略させていただきたいと思います。

その真ん中辺でございます。43事業、企画調整事務でございます。1,264万8,000円を追加して1,413万5,000円としたいものでございます。主なものは、202の伊豆半島南部地域半島振興協議会負担金の3万円の減、これは22年度中に半島振興協議会を解散するという事で不要になったものでございます。

その下の403でございますが、無線システム普及支援事業補助金1,267万8,000円、これは今話題の地デジにかかわるものでございまして、蝶ヶ野園のテレビ共同受信施設組合23世帯分、それから天神原のテレビ共同受信施設組合21世帯分に係る補助金でございます。

ちょっと飛んでいただきまして、18ページをお開き願いたいと思います。

18ページ、徴税事務、賦課徴収事務でございます。230万円を補正して2,440万1,000円としたいものでございます。主なものは、23節償還金利子及び割引料でございます。町税等の還付金214万円でございます。

それから、飛んでいただきまして20ページをお開きいただきたいと思います。

20ページでございます。選挙費、各種選挙費で99の県議会議員の選挙事務100万円の補正でございます。これは来年の年度末から年度始めにかけて行われます静岡県議会議員の選挙がございますが、その22年度分でございます。23年度と22年度にまたがるものですので、ちょっと別々に計上してございます。100万円の補正でございます。

22ページをお開きいただきたいと思います。

22ページ、民生費の社会福祉費でございます。171障害者（児）福祉事業で1,782万3,000円を増額して1億4,590万円としたいものでございます。前期の実績から推計して補正増をお願いしたいということで、扶助費が主なものでございます。

その下、23ページでございます。児童福祉費でございます。195の児童福祉施設運営事務1,842万5,000円の増をお願いしまして2億8,665万6,000円としたいものでございます。主なものは、まず工事請負費、15節でございますが、工事請負費、1つが旧手石保育所の解体工事に1,082万円、205の南伊豆認定こども園調整池設置工事に500万円、合わせて1,582万円でございます。

その下の備品購入費183万8,000円でございますが、これは南崎保育所の不審者用の監視カメラを2カ所設置して、24時間記録できるというようなシステムでございます。これが129万2,000円、これとあと南崎保育所には遊具等の収納のプレハブ倉庫8平米になりますが、これを2基ほど設置したいと、54万6,000円でございます。合わせて183万8,000円ということでございます。

それから、その一番下の204子育て支援事業でございますが、300万円の減でございます。1,826万9,000円としたいもので、扶助費でございます。こども医療扶助費の300万円減でございます。この9月、10月切りかえで、子供の医療費を中学生まで無料としたわけでございますが、精算が2カ月後ということで実質、今年度は4カ月分見込めばよかったんですが、当初で6カ月分見込んでしまいました。見込み誤りでございました。大変申しわけなかったんですが、それにかかわって期間計ということで300万円を減をするとしたいというものでございます。

ずっと飛んでいただきまして、27ページにお進みいただきたいと思います。

4款3項1目上水道費、270事業の水道事業会計繰出金でございます。3,332万円をお願いしたいとするものでございます。主なものとしましては、負担金補助及び交付金の3,269万8,000円、水道事業会計補助金ということでございます。内訳としましては、基準内の繰出

金としまして利子分の60万ですとか、児童手当とか年金の公的負担分とかで269万8,000円でございます。あと、基準外の繰出金としまして3,000万円をお願いしたいということでございます。水道会計が平成15年ごろから生じている損失を補てんするためということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次のページ、28ページでございます。

農業費の288事業、農業振興事業でございます。133万円をお願いして1,146万3,000円としたいものでございます。主なものは、報償費、負担金補助及び交付金でございます。これは有害獣関係で、報償費につきましては猿、イノシシ等の駆除関係、当初予算を大分上回りましたものですから、98万円を追加でお願いしたいということでございます。

19節につきましても、当初の見込み大分、被害が大きいということでオーバーしまして、追加補正をお願いしたいということでございます。

次のページをお開きいただきたいと思っております。30ページ、商工費でございます。

30ページ、商工費、中段ですね、商工振興事業の354万でございます。117万1,000円を追加して915万4,000円としたいものでございます。負担金補助及び交付金でございます。信用保証協会の事務の負担金ですとか、利子補給補助金、小口の利子補給の補助金等でございます。これも当初の見込みよりも利用者が多くありまして、117万1,000円を追加させていただきたいというものでございます。

その下の358観光振興事業205万円でございます。3,414万円としたいものでございまして、委託料205万円でございます。これは一般質問でもありましたオープンウォータースイムレース等の国際化を目指して、今年度から誘致事業ということで宣伝費ということでこの205万円のうち100万円をオープンウォータースイムレースに投入したいというものでございます。

それから、あとは伊豆めぐりのバスの運営事業ですとか、イベントに係るその他付随している宣伝費ということで、計205万円を計上させていただきました。

すみません、次のページ、32ページでございます。

道路橋梁費でございますが、384の道路維持事業費で300万円、これは工事請負費として各区からの要望等を踏まえて必要額を計上いたしました。

ちょっと飛んでいただきまして、36ページをお開き願いたいと思っております。

36ページ、小学校費の472小学校管理事務でございます。マイナス補正でございます。105万5,000円のマイナスで8,255万3,000円でございます。主なものは、18の備品購入費でござ

います。112万6,000円、これは南中小プールが高さが均等ではないということで、小学生にしては非常に深いところがあるということで、高さを調整する器具を購入する予定でございましたが、どうもうまくすりつかないということで、減額補正をさせていただきたいというものでございます。

ずっと飛んでいただきまして、39ページをお開きください。

39ページ、社会教育費の中の4目図書館費、518図書館管理運営事務51万9,000円を追加して1,914万4,000円とするものでございます。主なものは、需用費、役務費、委託料等でございます。これは石垣りんさんの記念室がございしますが、オープン2周年記念の事業ということで予定をさせていただきました。内容は石垣りん基金のほうから39万9,000円を出していきたいというふうに考えております。

また飛んでいただきまして43ページでございます。給与費の明細書でございます。

議員が1人退職なさいましたものですから、議員の数を11から10ということで減をさせていただきました。それに伴うものでございます。

それでは、7ページ、歳入を説明させていただきたいと思えます。7ページをお開きください。

7ページの歳入でございます。主なものを説明させていただきます。

まず、地方交付税でございます。1目地方交付税7,092万4,000円を補正しまして21億3,283万3,000円としたいものでございます。地方交付税でございます。

次のページ、国庫負担金でございますが、民生費国庫負担金660万円でございます。療養の変更等によるものでございます。

次の下の9ページ、国庫補助金のうちの主なものは8の総務費国庫補助金327万6,000円でございます。これは7節の地域情報基盤整備費補助金ということで、無線システム普及支援事業費等補助金ということでございます。これは先ほど地デジの事業を説明しましたけれども、そのうちの蝶ヶ野園のテレビ共同受信施設組合分ということで23世帯の分ですが、これは改修になりますので、補助率が2分の1ということでございます。お願いしたいと思えます。

それから、ずっと飛んでいただきまして11ページでございます。

11ページ、県の補助金でございますが、2目民生費県補助金212万9,000円の補助でございます。主なものは、3節の児童福祉費補助金129万1,000円でございます。これは安心こども基金事業の補助金ということで、先ほど南崎保育所の監視カメラをとということでお願いしま

したけれども、これは10分の10の補助になりますということでございます。

それから、次の12ページでございます。

県支出金の委託金のうちの1目総務費委託金115万円でございます。主なものは、1節選挙費委託金で100万円、県議会議員選挙委託金でございます。

次の13ページが繰入金、基金繰入金ということで39万9,000円、石垣りん文学記念基金繰入金でございます。

次のページ、14ページでございますが、雑入でございます。956万1,000円を追加して5,711万1,000円としたいものであります。主なものは、086の無線システム普及支援事業費等補助金でございます。940万2,000円、これも地デジの関係で天神原のテレビ共同受信施設組合への補助金で、これは新設になりますので、事業費の3分の2補助ということでございます。これは国ではなくて、デジサポからの補助費ということになるわけでございます。

6ページに戻っていただきたいと思えます。

以上の内容を総括しまして、歳出合計でございますが、補正前の額が49億9,922万4,000円、補正額は9,753万1,000円、計50億9,675万5,000円としたいものでございます。財源内訳としまして、国県支出金が1,664万7,000円、その他が992万7,000円、一般財源が7,095万7,000円としたいものでございます。

以上で内容説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明は終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 2点ばかり質問に値するかどうか、ちょっとその辺があれですけども、お聞きしたいと思います。

まず、17ページの地域づくり推進事業、この12万6,000円の補正、これに関してなんですけれども、実は総務省で事業として地域の自立支援で地域おこし協力隊という事業がたしかありますね、地域おこし協力隊という事業が総務省でやっている事業があると思えます。それは交付税で対応できるということで、年間1人当たり350万円か何か、300万か350万ぐらいの報償費だとか、いろいろな経費がそれに割り当てられると、上限ですと。それで、1年から3年、その地域のいろいろな農業でもいいし、地域おこし、イベントの手伝いだとか、そういうものでとにかく東京だとか横浜、あっちの若い人を地域に取り入れて、それで活性化というか、地域おこしをさせて、行く行くは住民になっていただく、もう当初から住民票

はこちらへ移して1年から3年間、その間に南伊豆は本当に素晴らしいところだということがわかった場合は、そこに定住するという定住促進、1つの地域の方法として、そういう事業があることを、今取り上げてくれということじゃないんで、そういう事業に対しての取り組み、そこらをね、この補正予算とはちょっと、予算とは関係ないんですけども、ちょっとお聞きしたいなと思って、それだけでもできたら今後を考えれば、それをちょっとお聞きしたいというふうに、地域活性化のために、そういうことと。

それと、あともう一つ、23ページのこども園の仮設調整池設置工事500万、これは工事をやるからということでしょうけれども、今の段階で調整池を設置すると、普通工事をこれから、もう何月からやるからとか、そういう予定のもので設置するということが普通なんですけれども、今の段階で来年いつ工事発注するのか、その辺がまだはっきり決まっていない今の段階でやらなきゃならない理由。

それで、ここの調整池がだだっ広いというか、あそこのところでどういう関係で調整池が必要になるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） それでは、まず17ページの地域づくりの関係から説明させていただきたいと思います。

ちょっとまだ予算上というか、そういったいろいろな各種計画の中では想定はしていませんが、どちらにしても1つだけの選択肢ではなくて、いろいろな選択肢の中で定住ですか、人口増とかということを考えていきたいと思っておりますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大野 寛君） ただいまのご質問でございますけれども、ため池ですか、どうして必要かということですが、私どもも今回建設予定している隣、青野川流れていますので、そんなことで調整池というのは要らないなというふうに認識しておりました。

ただ今回、こども園を建設するに当たりまして、都市計画法に基づく開発行為申請、こちらを出さなきゃだめだということになっております。その中で示されておりますのが排水計画、雨水がたまるかということで、そういうことを土木事務所のほうと打ち合わせをする中で計算したところ、やはり300トンの調整池をつくらなきゃだめですよということで指摘を

受けました。詳しい専門的なことになると、私どもちょっとあれですけども、降雨確率というんですか、これは50分の1ですよというようなことも言われまして、県のほうの土木のほうの指導でそれをつけなきゃならないと。

今回、来年度、23年度には園の建設を予定しております。それに伴いまして、建築申請確認を出さなきゃならないということに今準備を進めています。その建築確認申請等を出すにつきまして、やはり仮設の調整池をつけなければ開発行為の解除にはならないというような指導がございまして、そういう申請等々をクリアするために仮設の調整池をつくりなさいというご指示がありましたので、今回補正という形で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（漆田 修君） 稲葉議員、よろしいですか、再質問はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。

清水君。

○6番（清水清一君） 今の話なんですけれども、300トンほしいというのはあれなんですけれども、あそこ田んぼがあるわけですから、田んぼもお借りしているし、田んぼも開発行為に対してはという形、田んぼもあるという形で調整池になっておる関係で、なんとかでもできないのかなと。田んぼの真ん中へつくるものですから、あの周りの道を挟んだ横の土地も開発の1つとして、これから幼保園の一部として解除できないかという形で、水田等も活用していく方向も考えられないのではないかなと今思ったんですけども、それは難しいようでありますけれども、県としてあそこも幼保園の一部だという形で申請する、それからその300トンの池をうまい形でなんとかできたら道路になると思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

以上です。

○議長（漆田 修君） 答弁要りますか。

○6番（清水清一平君） 答弁要らない。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号 平成22年度南伊豆町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第83号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第83号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県国保連合会の電算システムが国保総合システムに移行することに伴う当町基幹電算システム改修委託料の追加及び過年度保険税還付金の増額が補正内容となっております。

歳出では、一般管理費のうち国民健康保険システム改修委託料を115万5,000円、一般被保険者保険税還付金を26万3,000円増額し、これに対応する歳入では一般被保険者国民健康保険税のうち医療給付分現年課税分を26万3,000円、特別調整交付金を115万5,000円増額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ141万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億2,533万5,000円とするものであります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 提案説明は終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者ありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第83号 平成22年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第84号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第84号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ1,309万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,923万4,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では上半期の保険給付費の実績に基づき、保険給付費を1,

308万1,000円追加させていただくものであります。

歳入につきましては、保険給付費の増額補正に伴い、国、社会保険診療支払基金からの法定負担分の負担金等を803万2,000円、繰越金を532万6,000円追加させていただくものであります。

内容につきましては、健康福祉課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（大年清一君） それでは、議第84号の内容説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

2款1項1目704事業、居宅介護サービス給付事務でございますけれども、2,400万円増額し3億6,600万円としたいもので、19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス給付費負担金を直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し、2,400万円を増額するものでございます。

続きまして、3目728事業、地域密着型介護サービス給付事務でございますけれども、200万円増額し1,760万円としたいもので、内容は19節負担金補助及び交付金の地域密着型介護サービス給付費負担金を直近の実績に基づきまして、年間の必要額を推計し、200万円増額するものでございます。

次の5目706事業、施設介護サービス給付事務でございますけれども、1,766万9,000円を減額し3億5,300万円としたいもので、内容は19節負担金補助及び交付金の施設介護サービス給付費負担金を直近の実績に基づき、年間の必要額を推計し、1,766万9,000円減額するものでございます。

次のページに移ります。

9目710事業、居宅介護サービス計画給付事務でございますけれども、180万円を増額し4,140万円としたいもので、内容は19節負担金補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金を、これも直近の実績に基づきまして増額するものでございます。

14ページに移ります。

2款5項1目の733事業、特定入所者介護サービス給付事務でございますけれども、200万

円を増額し4,200万円としたいもので、内容は19節負担金補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金の増額でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

7ページをお開きください。

4款1項1目介護給付費負担金でありますけれども、406万6,000円を増額し1億5,462万9,000円としたいもので、内容は1節現年度分の増額でございます。

続いて、8ページをお願いします。

5款1項1目介護給付費交付金ですが、392万4,000円を増額し2億6,156万9,000円としたいもので、これは1節現年度分の増額でございます。

次に、10ページの10款1項1目繰越金でございますけれども、前年度繰越金の532万6,000円増額し905万円とするものであります。

6ページにお戻りください。

次に、歳出合計でございますけれども、補正前の額9億613万9,000円、補正額1,309万5,000円、計9億1,923万4,000円、補正額の財源内訳ですけれども、特定財源の国県支出金が380万3,000円、その他392万4,000円、一般財源が536万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

[発言する人なし]

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号 平成22年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第84議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第85号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

[町長 鈴木史鶴哉君登壇]

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第85号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、歳出予算のうち主なものは公共下水道建設事業を2,142万円減額し、下水道総務事務に22万5,000円と下水道施設管理事業に200万円を増額するものであります。

まず、歳入予算につきましては、下水道受益者負担金に358万円と一般会計繰入金に222万5,000円を増額し、下水道費国庫補助金を1,620万円と下水道債を880万円減額するものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,919万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,964万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山田 稔君） それでは、議第85号の内容説明についてご説明させていただきます。

初めに、11ページをお開きください。

歳出から説明いたします。

1 款下水道費、1 項 1 目公共下水道建設費を2,142万円減額し、1 億5,358万7,000円としたいもので、800事業、公共下水道建設事業の3 節職員手当を人事異動に伴い、児童手当2 万円と子ども手当26万円を増額したいものであります。

15 節工事請負費の湊手石下賀茂処理区管渠工事を本年度から国庫補助事業、社会資本整備総合交付金事業に移行し、2 期旧対象下水道事業費が減となったことにより2,170万円の減額をしたいものです。

次に、12ページをお開き願います。

2 款業務費、1 項 1 目総務管理費を22万5,000円増額し、1,146万円としたいというもので、801事業の下水道総務事務の3 節職員手当等を人事異動に伴い、扶養手当1 万9,000円と4 節共済費の負担金20万6,000円を増額したいものです。

次の13ページでございます。

2 項 2 目処理場ポンプ場費を200万円増額し、2,524万5,000円としたいものです。805事業、下水道施設管理事業の11 節需用費、修繕料を200万円増額したいものです。この増額は、第1、第2 分配槽からのオーバーフロー管が硫化水素により腐食したことにより取りかえしたいのと。それから、処理場の非常用発電機のバッテリーの交換をしたいためのものがございます。

次に、7 ページへお戻りください。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金を358万円増額し、1,373万2,000円としたいもので、1 節下水道受益者負担金を358万円増額したいものです。現年度分下水道受益者負担金ですが、5 年間分割納付でなく、一括納付していただいた方がいたことにより340万円増額したい、その下の滞納繰越分下水道受益者負担金を18万円増額したいものです。

次に、8 ページをお願いします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目下水道費国庫補助金を1,620万円減額し、5,380万円とするもので、1 節下水道費補助金の公共下水道建設事業補助金を7,000万円減額し、社会資本整備総合交付金を5,380万円増額し、差し引き1,620万円の減額としたいものです。

次の5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を222万5,000円増額し、1 億951万9,000円としたいもので、2 節一般会計繰入金の公債費等繰入を222万5,000円増額したいものです。

次に、10ページでございます。8 款町債、1 項 1 目下水道債を880万円減額し、4,500万円

としたいもので、1節下水道事業債の下水道債と過疎債をそれぞれ440万円減額したいものです。

次に、6ページへお戻りください。

歳出合計でございます。補正前の額3億8,884万3,000円、補正額1,919万5,000円の減、計3億6,964万8,000円、財源内訳といたしまして特定財源の国県支出金を1,620万円の減、地方債を880万円の減、その他を358万円増額し、一般財源を222万5,000円増額したいものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号 平成22年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第86号 平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予

算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第86号 平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

妻良漁業集落排水事業補正予算の歳出予算につきましては、総務管理費の委託料を55万円増額するものであります。また、歳入予算につきましては、漁業集落排水施設使用料を55万円増額するものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,245万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山田 稔君） 議第86号の内容についてご説明させていただきます。

初めに、8ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項1目総務管理費を55万円増額し、523万6,000円としたいもので、880事業、総務管理事務の13節委託料、妻良集落排水施設管理料を55万円増額したいものです。この補正は、当施設が平成21年度から供用開始したため、当初予算が概算となったことにより生じたものでございます。

なお、指定管理者協定により、当施設の管理に関する協定に基づき、毎月の使用料相当額を施設管理料として指定管理者に委託料として支払うことになっています。

次に、7ページでございます。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目漁業集落排水施設使用料を55万円増額し、466万円としたいものです。1節漁業集落排水施設使用料、妻良漁業集落排水施設使用料を55万円増額したいものです。

次に、6ページの歳出合計です。

補正前の額1,190万1,000円、補正額55万円の増、計1,245万1,000円としたいものです。財源内訳といたしまして、特定財源のその他を55万円増額したいものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水君。

○6番（清水清一君） この55万円ふえたというのは、使用料ということですが、ある程度人が増えたのか、あるいは各個人の家の使用料がふえたということはあるの、どういう形で55万円使用料ふえたのかお聞きします。

○議長（漆田 修君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田 稔君） 21年度から供用開始ということで、21年の年の当初からスタートしたもので、8月ぐらいからでしょうか、徐々に各家庭が接続していただきまして、今は100%近い接続率になっているんですが、1年間の使用料がまだつかめなかったので、概算で算定して当初予算を組みました。今、年間の精査をしたところ、55万円使用料が上がるのではないかとということで、今回の補正増ということでお願いしました。

○議長（漆田 修君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号 平成22年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 議第87号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長 鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君） 議第87号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、水道事業収益の他会計補助金を増額をして、水道事業費用の増額及び資本的収入の一般会計繰入金の増額が主なもので、収益的収入及び支出のうち収入では、水道事業収益の他会計補助金を3,269万8,000円増額し、支出では水道事業費用を367万3,000円増額するものであります。

また、資本的収入及び支出のうち収入は、資本的収入の一般会計繰入金を62万2,000円増額し、資本的支出の水道施設改良費を27万円増額するものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（漆田 修君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（山田 稔君） 議第87号の内容についてご説明させていただきます。

15ページをお開きください。

平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算内訳書、収益的収入及び支出のうち収入からご説明いたします。

1 款水道事業収益を3,269万8,000円増額し、2 億6,943万8,000円としたいものでございます。内訳といたしまして、2 項営業外収益、4 目他会計補助金を3,269万8,000円増額したいもので、1 節他会計補助金を一般会計補助金として3,269万8,000円増額したいものです。こ

これは、先ほど一般会計からの支出で総務課長より説明がありました基準内繰入と基準外繰入で3,269万8,000円でございます。

次の16ページでございます。

支出でございます。

1 款水道事業費用を367万3,000円増額し、2 億9,032万9,000円としたいものです。内訳としまして、1 項営業費用、1 目原水浄水送水配水給水費を200万円増額し、5,228万4,000円としたいもので、13節修繕費の上水道修繕費を今後の配水管等の破損に備え200万円増額したいものです。

3 目総係費を60万2,000円増額し、4,901万4,000円としたいもので、2 節手当等の扶養・住居・児童・子ども手当を人事異動に伴い60万2,000円増額したいものです。

4 目簡易水道等費を115万円増額し、3,812万6,000円としたいもので、5 節法定福利費の共済費負担金を40万円増額し、13節修繕費の簡易水道施設修繕費を60万と貯蔵品振替15万の合わせて75万円を増額したいものです。

6 目資産減耗費を4万5,000円増額し、210万円としたいものです。30節固定資産除却費の軽トラック1台分の除却費を4万5,000円増額したいものです。

2 項営業外費用、3 目消費税を12万4,000円減額し、424万7,000円としたいものです。36 節消費税を今回の補正により12万4,000円減額するものです。

次の17ページでございます。

資本的収入及び支出のうち収入でございます。

1 款資本的収入を62万2,000円増額し、6,462万2,000円としたいものでございます。内訳といたしまして、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金を62万2,000円増額したいものでございます。1 節一般会計繰入金の簡易水道の建設改良に要する経費でございます。起債償還金元金分の約2分の1を62万2,000円に増額したいものです。

次に、18ページをお願いします。

支出でございます。

1 款資本的支出を27万円増額し、1 億5,591万円としたいものです。1 項建設改良費、1 目水道施設改良費を27万円増額し、1 億743万6,000円としたいもので、5 節法定福利費の共催組合負担金を27万円増額したいものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（漆田 修君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

渡邊君。

○10番（渡邊嘉郎君） 住居手当というのは、全体で1年間幾らになりますか、ちょっとわからないものですから。

○議長（漆田 修君） 総務課長。

○総務課長（松本恒明君） 申しわけありません。ちょっと今、資料を持っていませんもので、後ほど報告させてください。申しわけありません。

○議長（漆田 修君） 稲葉君。

○4番（稲葉勝男君） 上下水道課長にお聞きしますけれども、水道料金審議会、今やっておりますよね。これ一般会計からの繰出金、これが出てやっているんですけれども、その辺は今のくらいの、どういう状況にあるか教えていただきたいと思います。

○議長（漆田 修君） 上下水道課長。

○上下水道課長（山田 稔君） お答えいたします。

料金審議会の最初、第1回目に諮りましたのが平成19年3月19日に開かれました。そのときの内容は、料金の改正は賛否の結論は得られなかったわけですが、全くゼロベースでの意向は総論賛成という内容で、次に平成19年11月に第2回の審議会が開かれまして、やはり料金改定についてはなかなかまだ時期的には早い、もう少し検討したらどうかという内容でございました。隔月検針につきましては、移行ということで中間答申をいただきました。それをもって、平成20年の5月の検針から隔月検針に移行いたしました。平成20年度中は、1市3町の合併の話が持ち上がったため、料金審議会は見合わせていました。22年度の3月に第3回を開催いたしまして、料金の改定についての内容の検討をしていただいて、次の審議で具体的な案の提示で検討したいということで、22年の10月に第4回目を開催いたしました。内容的には、上げる方向ではわかるんですけども、大口利用で追加料金の加算料金の単価が高いところにかかっている、当町の料金単価でいきますと、旅館等の大口の利用者に非常に苦しくなるという留意点が出されまして、その次の審議会ではいろいろなパターン、フメイトとか基本料金等のいろいろな案を出しましてご審議をいただくということになりました。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑ありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号 平成22年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第6号 シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔1番 竹河十九巳君登壇〕

○1番（竹河十九巳君） シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書の内容説明は、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書。

提出者、南伊豆町議会議員、竹河十九巳、賛成者、南伊豆町議会議員、稲葉勝男、同谷正し、同渡邊嘉郎、同横嶋隆二、同梅本和熙、同漆田修、同斎藤要、同長田美喜彦、同清水清一。

シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書。

地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書。

シルバー人材センターは高齢者の就業機会を提供し、高齢者の生きがいを高めるとともに、地域に貢献することを目的としておりますが、各市町に設置され国及び地方公共団体から財政面と公益団体としての運営指導により、地域社会において不可欠な団体として発展してきております。

また、急速な高齢化と人口減少が同時に進行する中で、団塊の世代が高齢期に入りこれらの受け皿として、地域社会の活力を維持発展させていくために静岡県下2万3千人余の会員が「福祉の担い手から社会の担い手」になるため地域社会の日常生活に密着した子育て、家事援助等の事業活動やボランティア活動の推進などに積極的に取り組み、地域社会から信頼される組織づくりを目指しております。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は平成21年度から国及び地方公共団体において実施されている事業仕分けにより補助金に関する判断が縮減若しくは不要という厳しい内容となり、さらに長引き景気の低迷により民間事業所等からの受注も少なく極めて厳しい現実に直面しています。

つきましては、シルバー人材センターの活動にこれまで以上のご理解、ご支援をお願いするとともに従前の補助総額の確保を要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、静岡県知事、川勝平太殿、南伊豆町長、鈴木史鶴哉殿。

以上です。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第6号 シルバー人材センターに対する補助金確保に関する意見書は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 全員賛成です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第7号 TPPに関する意見書を議題とします。

趣旨説明を求めます。

清水清一君。

〔6番 清水清一君登壇〕

○6番（清水清一君） TPPに関する意見書は、朗読をもってかえさせていただきます。

提出者として、南伊豆町議会、清水清一、賛成者、斎藤要、賛成者、渡邊嘉郎でございます。

TPPに関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

TPPに関する意見書。

政府は、TPP（環太平洋経済連携協定）への参加検討を撤回すべきとの全国の町村長の声を無視し、先般、「関係国との協議を開始する」旨の基本方針を決定の上、来年6月頃までに参加の是非を決めるとした。我々は、農山漁村における行政の責任者として、政府の決定は、農山漁村のみならず我が国の将来に深刻な影響を及ぼすものと大いに憂慮するものである。

まず第1に、TPPは、モノ、ヒト、サービスに関する関税や非関税障壁をすべて撤廃する、これまでにない貿易協定であるため、地域経済・社会に計り知れない打撃を与えることは自明である。政府の説明は、TPPの貿易効果のみに目を向け、国民生活や雇用さらには

国土保全・水源涵養といった農山漁村が果たす公益的機能への影響を無視しており、国民の不安は強まるばかりである。

第2に、政府は、来年6月までに農業改革の基本方針を定めて、食料自給率向上や農業・農村の振興とTPPとの両立を図るとしている。しかし、一方で政府は、10年後に麦・大豆等の増産により食料自給率を50%に引き上げると閣議決定（食料・農業・農村基本計画）しているが、果たして両立が可能な強い疑念が残る。

我々は、これまで政府が推進してきたEPA（経済連携協定）をはじめとする貿易交渉に異を唱えるものではないが、地域経済・社会の崩壊を招くおそれの強いTPPをそれらと同一視することはできない。しかも、TPPへの参加検討の表明が先行し、「影響試算」や国内対策の検討が後追いになるという、政府の姿勢は、日本農業の現状を無視した慎重さを欠いた対応であり、到底国民の理解を得られるものではないと考える。

よって、我々は、政府に対しTPP反対を明確に表明する。

今、政府がやるべきことは、昨年来のマニフェストで掲げた農林漁業と農山漁村の再生を責任を持って実現することである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

意見書提出先、衆議院議長、横路孝弘殿、参議院議長、西岡武夫殿、内閣総理大臣、菅直人殿、外務大臣、前原誠司殿、農林水産大臣、鹿野道彦殿、経済産業大臣、大畠章宏殿。

以上でございます。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） TPP（環太平洋経済連携協定）に関する意見書に賛成をいたします。

これは、T P P の合意、これに参加することによって、国内の農業は壊滅的になる。政府がやるべき国家の課題というのは、国民の生活、安全保障であります。安全保障というのは軍事同盟の軍事でやることももちろん、国民の食料、生活の確保をするという、そのことに一番心を砕かなければいけません。

先進国はもとより、途上国の中でも、日本は世界の中で食料自給率の割合は低いほうから数えると早い、そういう状況であります。今、政権が昨年、現政権にかわっているわけですが、この民主党政権が政党としては とか誇りを持たない珍しい政党でありますけれども、昨年の総選挙のマニフェストでは国内農業を守る、そういうことを掲げておりました。

まさに、国家としての役割をマニフェストで掲げたとおり、これを遂行していく、そういう使命をしっかりと果たす、そういうことを強く求めて、このT P P に反対の内容を求める意見書に賛成討論とさせていただきます。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第7号 T P P に関する意見書は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成少数です。

よって、発議第7号は否決することに決定しました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（漆田 修君） 発議第8号 中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議を議題とします。

趣旨説明を求めます。

渡邊嘉郎君。

〔10番 渡邊嘉郎君登壇〕

○10番（渡邊嘉郎君） 発議第8号、平成22年12月10日。

南伊豆町議会議長、漆田修様。

提出者、南伊豆町議会議員、渡邊嘉郎、賛成者、南伊豆町会議員、清水清一、賛成者、南伊豆町議会議員、斎藤要。

中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び南伊豆町議会会議規則第14条の規定により提出します。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議。

去る9月7日午前、尖閣諸島の日本領海内で発生した中国漁船衝突事件に関して、日本政府の対応は主権国家をないがしろにするもので到底納得できるものではなく、法を犯した中国漁船の船長を公務執行妨害容疑で逮捕しながらも処分保留で釈放したことは遺憾で、本町議会は強い怒りと憤りを表明するものである。

中国政府は、中国漁船の船長を外交的配慮から釈放したにもかかわらず、謝罪と賠償を要求する等、到底納得のできないようなあからさまな行動を益々エスカレートするばかりで、脅迫とも圧力ともとれる外交戦略を展開している。

これも、日本政府が法治国家として毅然とした対応をとらなかったことに起因するものである。

南伊豆町では、外国船舶の不法侵入による外国人の密入国事件も過去に発生している。

尖閣諸島は、我が国固有の領土であることから、町民の間では、今回の事件や政府の対応に対する不安や憤りが渦巻いており、外国漁船の船舶の不法侵入や公務執行妨害が再発しても、また、外国船舶での不法入国今回の日本政府の対応が悪しき前例となり、何も手を下すことなく外国の言いなりになるのではないかと地域住民を一層不安に陥れている。

よって、本町議会は、尖閣諸島は日本固有の領土であり、圧力や脅迫に屈することなく、再び外国船の不法侵入を断じて許さないよう毅然とした態度で臨み、日本の法を犯すような領海侵犯や違法行為に対して逮捕、起訴も辞さない強い態度で臨むよう強く抗議する。

以上、決議する。

○議長（漆田 修君） 趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

横嶋君。

○11番（横嶋隆二君） この意見書に賛成の立場討論を行います。

この事件以降、その後、海上保安庁から事件の映像が流出する、そのやりとりがありました。報道は、その後静かになっていますが、この問題の発端はやはり政府の国家主権の認識の問題、また歴史的に領土の問題に対する認識が全く希薄で、国家としての威信というか、非常に恥ずかしい状況をさらけ出したと。これは北方領土の問題もありますけれども、歴代日本政府が北方領土問題でも毅然とした態度をとれないのと同じことであって、その原因は何かといえば、1つは歴史認識についてしっかりとした認識ができていないということと、もう一つは、日本が侵略戦争を行った、その戦後処理の問題について真摯な反省をしていないというところにあります。まさに、国家のあり方として、今後を厳しく対応を求めるものであります。

以上の観点から、この決議に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（漆田 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

発議第8号 中国漁船衝突事件の船長釈放に対する抗議決議は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（漆田 修君） 賛成多数です。

よって、発議第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（漆田 修君） 日程第12、閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、第1常任委員会委員長、第2常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会副委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長、副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、委員長、副委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（漆田 修君） 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（漆田 修君） 異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（漆田 修君） 本日の議事件目が終了したので、会議を閉じます。

12月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成22年12月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

散会 午前10時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 漆 田 修

署 名 議 員 横 嶋 隆 二

署 名 議 員 竹 河 十 九 巳